

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画



平成21年3月
新潟市秋葉区
新潟市秋葉区社会福祉協議会

は じ め に



秋葉区では、四季を通じて美しい表情を見せる恵まれた自然環境など、地域の豊かな特性を活かし、「花と緑に囲まれた、快適でにぎわいのあるまち」の実現をめざしています。

近年、全国的な社会情勢と同様に、秋葉区においても少子高齢化や核家族化が進み、近隣住民同士のつながりが希薄になってきています。

また、今後地域で生活していくなかで生活課題がますます増加し多様化していくものと思われます。

このようななか、地域と行政が連携し、地域の支えあいのなかで一人ひとりが安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、「人がつながり、ともに支えあう、やさしいまち」を基本目標にした「秋葉区地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、すべての区民にかかわりのある「身近な生活課題」を生活している視点で広く捉え、「お互いの支えあい」のなかで解決していこうとするものです。

区民のだれもが安心して幸せに暮らせ、「これからも住み続けたい」と思える秋葉区をめざし、区民の皆様とともに計画を推進していきたいと思っています。

終わりに、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました策定委員の皆様はじめ、多くのご意見をお寄せいただきました区民の皆様に心からお礼申し上げます。

秋葉区長 松井 弘



この度、大勢の皆さまのご協力により、行政計画である「秋葉区地域福祉計画」と民間の活動・行動計画である「秋葉区地域福祉活動計画」を一体的に策定することができました。二つの計画は地域福祉を目的として互いに補完・補強しあう関係にあります。秋葉区の地域課題や地域福祉推進の方向性を共有化し、行政・社協・地域が協働関係を築いたことは、策定後の計画推進において非常に大きな力となることでしょう。

今回の計画策定にあたり、各地区で福祉懇談会を開催し住民の方々との協働作業をしてまいりました。その実績は、社会福祉協議会にとって何よりも大きな財産であり、住民参加の地域福祉実践の大きな第一歩であると確信しております。夢の実現にはさらなる話し合いが必要となります。私ども秋葉区社協は、地域福祉の推進役としてみなさまと一緒に考え、行動していきたいと思います。

終わりに、本計画の策定にお力添えいただきました多くの区民の皆さまに感謝申し上げますとともに、計画の推進に向けて、引き続きご参画いただけますようお願い申し上げます。

秋葉区社会福祉協議会会长 中村 博

目 次

総 論

第1章 計画の策定趣旨及び位置付け	2
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 秋葉区の現状と課題	4
1 秋葉区の概況	4
2 地域福祉の課題	8

各 論

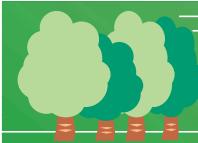
第3章 地域福祉の展開	14
1 基本目標	14
2 基本方針	14
3 施策の展開	16
施 策 の 体 系	16
基本方針1 人がつながり交わるまちづくり	18
(1) 隣近所との交流	18
(2) 人が集う拠点づくり	19
(3) 交流のきっかけづくり	20
基本方針2 活力あるいはいきいきしたまちづくり	21
(1) 地域福祉活動の基盤づくり	21
(2) 人材の育成とコーディネート機能の充実	22
(3) サービス提供体制の確立	24
基本方針3 健康で豊かなまちづくり	27
(1) ノーマライゼーション実現のための啓発と普及	27
(2) 地域における健康づくりの推進	29
基本方針4 安全で安心な住みよいまちづくり	31
(1) 子育て・見守り・支え合いの環境づくり	31
(2) 安全で快適な生活環境づくり	33
第4章 地域が目指すもの	37
第5章 計画の推進のために	60

総

論

第1章 計画の策定趣旨
及び位置付け

第2章 秋葉区の現状と課題



* 第1章 計画の策定趣旨及び位置付け

1 計画の策定趣旨

今日、我が国の平均寿命は伸長し、世界に冠たる長寿国となる一方で、少子高齢化、核家族化の進展、生活様式や価値観の多様化、地域社会での人間関係の希薄化などの状況により、高齢者の孤独死、子育て不安、家庭内暴力、自殺、虐待、引きこもりなど、様々な社会問題が生じてきています。

こうした中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を、安心して送れるような地域づくりが求められるようになり、地域の課題や問題を地域全体で共有し、その解決に地域が主体性をもって取り組むことがいっそう重要となっていました。

地域の住民をはじめとして、自治会町内会、社会福祉協議会*、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO*、社会福祉事業者等の地域に関わる様々な担い手が、「支え合い、助け合う力」を高める取り組みを進め、行政が提供する様々なサービスを効果的に取り入れ、「自立」と「共助」を基調とした地域づくりを推進していく必要があります。

秋葉区においても、区民がこころ豊かにいきいきと過ごせる地域づくりを目指し、地域で支え合い、主体的な取り組みをいっそう進めていくための「地域福祉の推進」の指針として、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

※用語解説がある語句について「*」印をつけています。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」）及び都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」）の策定が規定されました。本計画は、この「地域福祉計画」に位置づけられます。

国の策定指針では、「人口規模の大きな市町村においては、地域福祉*を推進するにあたり、管内を複数に分割する（例えば、政令市における区単位）など工夫することが望ましい」としていることから、新潟市は市民にとって身近な行政主体である区ごとに「区地域福祉計画」を策定することとしました。

社会福祉法（抄）
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

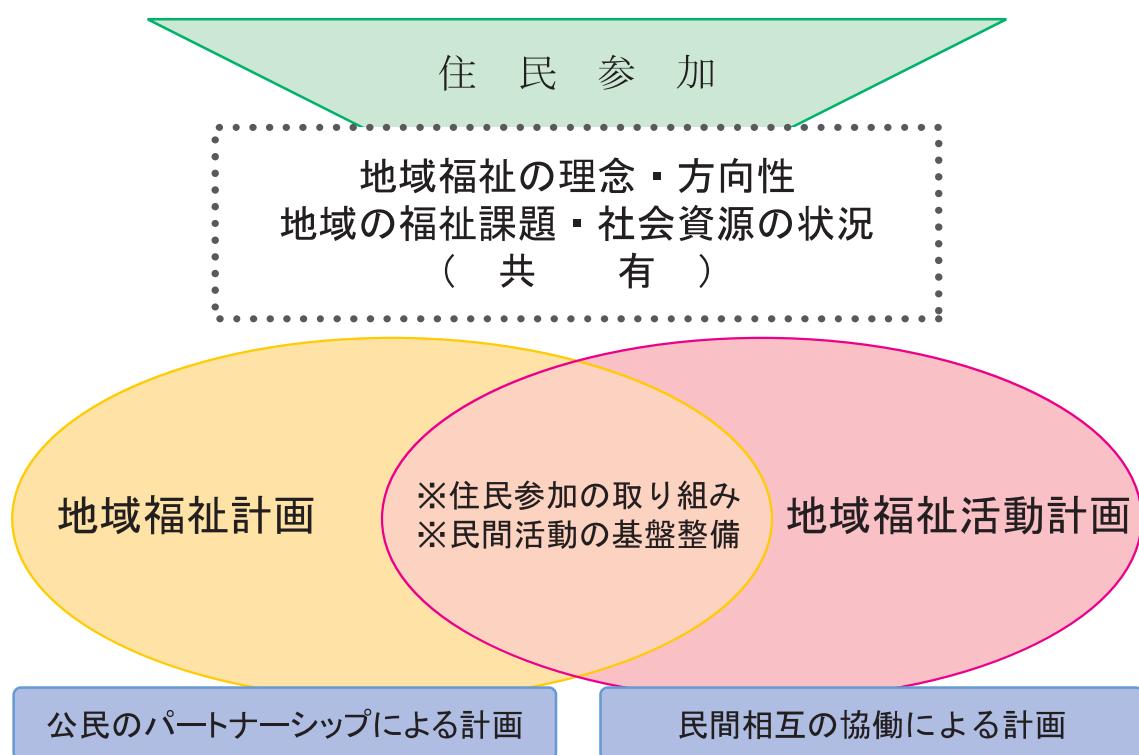
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

本計画の策定にあたっては、地域福祉*を総合的かつ計画的に推進するための行政計画としての地域福祉計画の性格と、地域福祉*の担い手である地域住民や福祉活動を行う団体等が主体的に策定する民間の活動・行動計画としての地域福祉活動計画の性格を考慮しつつも、両計画が地域福祉*を進めるうえで互いに補完・補強しあう関係にあることから、地域課題や地域福祉推進の方向性を共有化するため、両計画を一体として取り扱い策定を行いました。

地域福祉活動計画とは

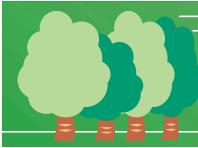
社会福祉協議会が住民及び地域で社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者と相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係（イメージ）



3 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成26年度までの6年間で、必要に応じて見直しを行います。



* 第2章 秋葉区の現状と課題

1 秋葉区の概況

秋葉区は、新潟市南東に位置し、新潟市8区の中で西蒲区、北区、南区に次ぐ面積（95.38km²：平成19（2007）年）で、全市域の約13%を占めています。

区の東西は阿賀野川、信濃川の二大河川に囲まれ、北には小阿賀野川、そして南には新津丘陵が広がり、四季を通じて美しい表情を見せる緑豊かな地域です。かつて石油・鉄道のまちとして栄え、現在は花き花木、球根の生産地として全国に知られています。サツキ、ボケ、アザレア、寒梅を中心とする色鮮やかな花たちが「地域」を彩り、毎年関東や東北方面に数多く出荷されています。

近年は、新潟薬科大学を核とした産・官・学連携によるバイオリサーチパーク構想*を推進し、新・地場産業の形成と産業基盤強化をめざしています。



(1) 人口

秋葉区の平成20年3月末現在の人口は、78,391人で、新潟市8区の中で4番目の規模であり、前年3月末と比べてわずかながら増加しています。しかし、日本は平成17年に人口減少局面に入っており、本格的な人口減少社会になる見通し（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」）であることから、秋葉区でも今後は減少傾向が生じてくると予想されます。

年齢別人口は、年少人口（14歳以下）が10,339人で割合が13.2%、高齢者人口（65歳以上）は19,496人で割合が24.9%、高齢者比率は8区で最も高い状況です。

市・区	総人口	年少人口		高齢者人口	
		(14歳以下)		(65歳以上)	
		人口	比率	人口	比率
新潟市 (平成17年)	773,911	106,036	13.7%	156,376	20.2%
新潟市 (平成20年)	802,163	106,735	13.3%	176,849	22.0%
北区	78,181	10,754	13.8%	16,332	20.9%
東区	138,839	19,243	13.9%	29,093	21.0%
中央区	171,800	21,456	12.5%	37,578	21.9%
江南区	68,837	9,577	13.9%	14,729	21.4%
秋葉区	78,391	10,339	13.2%	19,496	24.9%
南区	48,001	6,471	13.5%	10,617	22.1%
西区	154,927	20,672	13.3%	33,662	21.7%
西蒲区	63,187	8,223	13.0%	15,342	24.3%

(資料：市統計データ、住民基本台帳人口 各年3月末現在)

(2) 世帯数

秋葉区の世帯数は、総数が24,605世帯（平成17年度国勢調査）で、施設等を除いた一般世帯数は24,426世帯、一世帯当たりの平均人員が3.11人で、市平均の2.68人より高い状況です。一般世帯の3人までの世帯数合計は15,409世帯で、区全体の63%となっています。平成12年度の国勢調査では、一般世帯数が22,783世帯、平均人員3.32人で、構成人員が3人までの世帯数の割合は、区全体の58.4%という結果でした。この5年間で平均人員は0.21人減り、世帯数及び4人以下の世帯数が増加しました。最も増加したのは約1,100世帯増加した一人世帯で、新潟薬科大学の移転開学の影響が大きいと思われます。

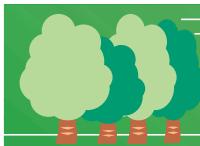
全国の世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成20年3月推計）では、毎年、平均世帯人員の縮小が続き、平成17年の2.56人から、平成42年には2.27人にまで縮小すると推計し、この平均世帯人員の縮小と対応して小人数の世帯が増加するとしています。大学移転の影響を外して考えても、全国と同様な傾向が秋葉区においても今後は顕著になってくるものと予想されます。

秋葉区 世帯の種類（2区分）・世帯人員（10区分）別世帯数及び世帯人員（平成12・17年）

項目	総 数		一般 世 帯 数											施設等の世帯			
	世帯数	世帯 人員	一世 帯										世帯 人員	1世帯 当たり 人員	世帯 数	世帯 人員	
			総数	世帯 人員 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人					
平成12年																	
全体	22,828	76,314	22,783	2,934	5,499	4,870	4,346	2,389	1,696	816	183	41	9	75,685	3.32	18	590
①3人以内			22,783 (100.0%)		13,303 (58.4%)					9,480 (41.6%)							
②2人以内			22,783 (100.0%)		8,433 (37.0%)	4,870 (21.4%)				9,480 (41.6%)							
平成17年																	
全体	24,605	77,050	24,426	4,108	6,121	5,180	4,437	2,264	1,477	619	177	33	10	75,971	3.11	23	903
①3人以内			24,426 (100.0%)		15,409 (63.1%)					9,017 (36.9%)							
②2人以内			24,426 (100.0%)		10,229 (41.9%)	5,180 (21.2%)				9,017 (36.9%)							

※世帯数及び人員は旧新津市と旧小須戸町の世帯数及び人員を足したものです。

資料 市総務課（平成12年国勢調査）・市企画調整課（平成17年国勢調査）



(3) 地域の概要

秋葉区の地域活動を支えるコミュニティ協議会は、全部で11協議会あります。ほぼ小学校区が各協議会のエリアになっています。また、秋葉区社会福祉協議会では、区内一円で様々な地域福祉活動を展開しています。

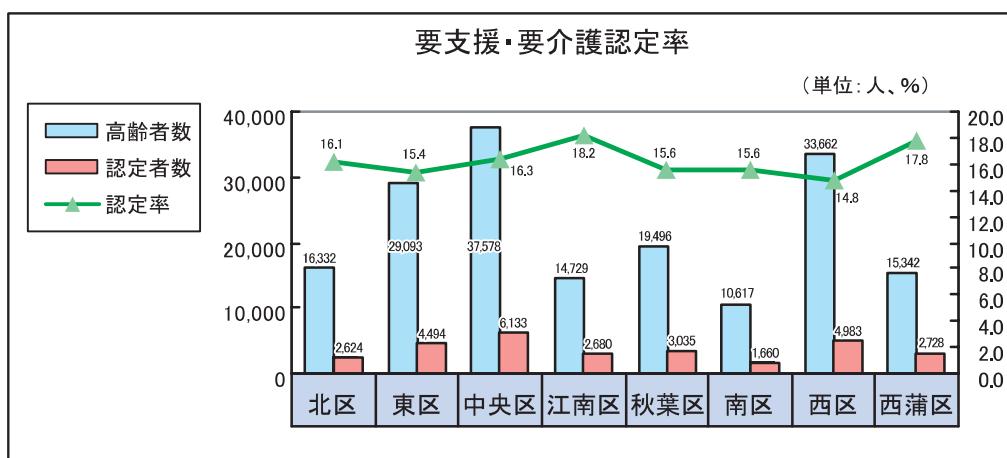
コミュニティ協議会別人口

No.	コミ協名	世帯数	総人口	年少人口			高齢者人口		
				(14歳以下)		(65歳以上)		(内 75歳以上)	
					人口比率	順位		人口比率	順位
1	中央	3,919	10,199	991	9.7%		3,317	32.5% (2)	1,823 17.9% (3)
2	西部	3,991	11,276	1,758	15.6% (3)		2,303	20.4%	1,287 11.4%
3	荻川	5,575	16,703	2,657	15.9% (2)		3,196	19.1%	1,499 9.0%
4	満日	536	1,630	171	10.5%		502	30.8% (3)	315 19.3% (2)
5	東部	3,696	10,493	1,213	11.6%		2,870	27.4%	1,446 13.8%
6	阿賀浦	1,307	3,994	668	16.7% (1)		906	22.7%	383 9.6%
7	小合	1,117	4,161	483	11.6%		1,201	28.9% (4)	655 15.7% (4)
8	金津	2,542	7,565	857	11.3%		1,818	24.0%	957 12.7%
9	新閑	659	2,166	215	9.9%		721	33.3% (1)	463 21.4% (1)
10	小須戸	1,761	5,875	719	12.2% (5)		1,611	27.4% (5)	812 13.8% (5)
11	山の手	1,365	4,329	607	14.0% (4)		1,051	24.3%	552 12.8%
合計		26,468	78,391	10,339	13.2%		19,496	24.9%	10,192 13.0%

(資料:平成20年3月末現在 秋葉区健康福祉課)

(4) 要介護認定者数

秋葉区の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、平成20年3月末現在で3,035人で19,496人の高齢者に占める認定率は15.6%という状況です。8区の中では西区、東区に次いで認定率が低く、元気な高齢者が比較的多いものと思われます。



(資料:平成20年3月末現在 秋葉区健康福祉課)

(5) 障害者手帳所持状況

秋葉区の知的・身体・精神等に係る手帳保持者は、平成20年3月末で3,598人です。65歳以上の手帳所持者の割合が77%ともっとも多く、平成17年度と比較すると4%の増加となっています。





2 地域福祉の課題

本計画の策定に際し、区内のコミュニティ協議会をエリアとする11地域で実施した地域福祉懇談会での意見や、地域福祉計画策定委員の意見、「新潟市福祉のまちづくりアンケート調査結果」内容等から秋葉区の福祉課題を抽出し、次の14項目に分類しました。

※意見等については、そのニュアンスが変わらないよう配慮し、できるだけそのままの表現で記載しました。



(1) 人と人とのつながり

- ◇隣近所とのつながりが希薄化し、災害時や老後の生活に対する不安を持っている。
- ◇知的障がい者と高齢者が交流をするなかで福祉のまちづくりを進めていかないか。
- ◇子どもも、大人も、障がい者も、高齢者も含めた、地域でのあらゆる世代が交流できる場が少ない。
- ◇核家族が増えているため、子どもと高齢者の関わりが不足している。
- ◇障がい者は、隣近所との付き合いが少なく、地域で孤立する傾向にある。
- ◇子どもと二人で家にいることがつらいと思っている母親もいる。母親自身も友達がほしいという声がある。
- ◇育児について相談したり協力してくれる人が近くにいないため、親子で孤立し悩みながら子育てをしている。
- ◇地域における各団体同士の交流が少ない。

(2) 近隣の助け合い

- ◇隣近所との付き合いが減っていて、助け合える関係ができていない。
- ◇ちょっとした用事の時、子どもを預かってもらうなど、近くに協力してくれる人がいない。
- ◇閉じこもりがちの高齢者は地域での交流がなく、何か問題が起きて初めて対策をとっている。
- ◇近隣の高齢者夫婦が閉じこもりになって、うつになりかけていた。ついすみか終の棲家としてずっと暮らしていくことができる地域づくりのため、住民ひとりひとりの取り組みが欲しい。
- ◇家族の介護力が弱く在宅療養が困難な家庭が多い。今ある介護保険のサービスやインフォーマルサービス*だけで支えきれない状況が出てきている。生活を支援する地域の幅広い支援が必要である。

(3) ボランティア・地域活動への参加・人材の活用

- ◇震災、水害等の経験から、ボランティア活動や地域でのネットワークづくりが十分でない。
- ◇介護保険などのサービス利用を必要とする前の段階の方でも、ごみ捨てなどに困っており、民生児童委員等が協力している。
- ◇高齢者を支援するボランティアに、男性や若い世代が少ない。
- ◇ボランティア活動ができる若い人が、昼間地域にいない。



- ◇高齢者（特に男性）が集う場や、世代を超えて交流する場が少ない。
- ◇高齢者のサークルなどでは、女性ばかりが多くて男性が少ない。
- ◇核家族の多い地域、3世帯同居の多い地域、少子化、高齢化がすすんでいる地域など、地域によって、地域事情・子育て事情・保護者の考え方なども違ってきている。
- ◇地域活動の支えとなる担い手が少ない。
- ◇定年退職した方などが、地域活動に参加するきっかけがなかり力を使揮できる場がわからない。

(4) 情報

- ◇プライバシーが重視され、支援したくても地域で困っている一人暮らし高齢者や障がい者の情報がわからない。
- ◇困った時の相談先や、地域の資源・サービスの情報が地域住民に行き届いていない。
- ◇障がい者が、気軽に情報交換したり交流する場が少ない。

(5) ネットワーク

- ◇各職種や団体がどう協力していくかということが大事だが、連携が不足している。
- ◇地域内の情報提供・情報交換が不足し、地域における課題や保健福祉に関する活動の情報がわからない。
- ◇地域福祉*の核となる社会福祉協議会*の認知度が低い（「アンケート調査結果」）。

(6) 就労

- ◇障がい者雇用が進んでいない。
- ◇障がい者を受け入れる土壤（地域及び企業）がまだ不足している。
- ◇障がい者に適した仕事の幅が広がらない。

(7) 公的サービス

- ◇保護者の共働き・勤務形態の多様化・核家族化により、保育園への入園希望者、特に低年齢児が増加している。
- ◇子どもが病気になった場合に、預かってくれる病児保育施設*がない。
- ◇近隣でベッド数を減らしている病院や救急をとらなくなつた病院もあり、医療機関は大変な状況にある。十分な在宅サービス体制が整わないうちに退院する人が見受けられる。

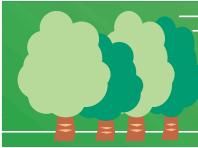
- ◇特別養護老人ホームには待機者が200名を超えており、すぐ入所をしたいと言っても入れない現状である。
- ◇精神障がい者に対する在宅生活支援の選択肢が少ない。
- ◇放課後児童クラブにおいて、障がい児を受け入れる体制が十分ではなく障がい児の付き添い支援もないため、利用できない障がい児が多い。
- ◇身体障がい者サービス施設が不足しており、身体障がい者は高齢者施設を利用しているなど、障がい者の多様なニーズに応えられていない。

(8) 健康

- ◇子どもや若い世代の食生活や生活リズムに乱れがみられる。
- ◇少子化、核家族化などを背景に家庭の様々な問題が絡み合って、育児不安・育児困難・子ども虐待が増加している。
- ◇区民は、健康維持をすることが大切と考えており、身近な地域での健康づくりに関する取り組みが必要である（「アンケート調査結果」）。
- ◇身近に運動できる場や機会が少ない。
- ◇認知症とその予防活動についての理解が不足している。
- ◇思春期の人工妊娠中絶、性感染症、若年妊娠、望まない妊娠などの問題が増加している。
- ◇障がいがあるうえに、うつ病になったり閉じこもる人が多くなっている。
- ◇精神障がい者の病気が急変したときに、家族だけでは対応が難しく困っている。

(9) ノーマライゼーション*

- ◇障害者自立支援法*が施行され地域に根ざした福祉が命題化されているが、グループホーム*等は非常に少ない。入所や通所施設だけでなく、地域に根ざした形で暮らしていく場が必要である。
- ◇精神障がい者というと偏見の問題が一番大きい。地域の中で普通に暮らしていくことが難しい。
- ◇障がい者に対する理解や関心が低い。
- ◇発達障がい者に対する知識や理解がまだ不十分である。
- ◇放課後児童クラブにおいて、障がい児の状況に併せた対応や、保護者のニーズの多様化に併せた対応が求められている。



(10) バリアフリー*のまちづくり

- ◇街の機能が郊外への分散型となり、移動手段の少ない高齢者・障がい者が住みづらくなっている。
- ◇道路や公共交通機関の段差などにより、容易に外出できない。
- ◇バリアフリー*について地域（コミュニティ*単位）での状況把握とその情報の共有化が十分はかられていない。

(11) 交通手段

- ◇店舗が郊外にあり交通手段がない高齢者が生活しにくい。健康講座や福祉サービス等があっても交通手段がなく参加できない高齢者がいる。
- ◇制度の対象にならない人や、なかなか家から出られない人の買い物や病院・調剤薬局などへの交通手段について検討が必要である。

(12) 相談できる環境

- ◇障がい者や家族が身近になんでも相談できる場所が少ない。
- ◇うつ、閉じこもりについての支援が追いつかず、問題が起きてからの対処となっている。

(13) 安心・安全

- ◇子どもが、安心して遊べる場所が少ない。
- ◇不審者情報の伝達の早さが、地域によりバラつきがある。
- ◇区民の6割をこえる人が自分と家族の老後と健康に不安をもっている（「アンケート調査結果」）。
- ◇人と人とのつながりが希薄化し、災害時や今後の生活に不安を持って生活している。

(14) 防災・災害時の支援

- ◇災害時に隣近所や地域で支えあう方策が不十分である。
- ◇高齢者、障がい者などの方々に対する防災対策の充実が必要。
- ◇区内の自主防災組織の組織率を上げ、活動を充実させていくことが必要である。

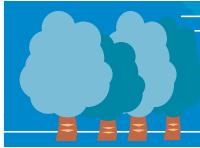
各

論

第3章 地域福祉の展開

第4章 地域が目指すもの

第5章 計画の推進のために



* 第3章 地域福祉の展開

① 基本目標

秋葉区の目指すべき将来像である基本目標を

人がつながり ともに

この基本目標は、区民一人ひとりが主体的に地域の生活のつながりを深めることを基本とし、お互いを思いやり心を育み、誰もが笑顔ではつらつと暮らせる地域福祉の

② 基本方針

秋葉区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の4つの基本方針を定めました。

この基本方針は、秋葉区の地域福祉を推進していく上での方向性を示すものです。

1 人がつながり交わるまちづくり

希薄化した近所づきあいや地域の支え合いの再構築を目指すとともに、地域で誰もが気軽に楽しく交流できる場の確保と活動参加の促進に努めます。

2 活力あるいきいきしたまちづくり

地域の幅広い人材の育成・活用を促し、地域活動の活性化を目指すとともに、地域のボランティアや市民活動を支えるコーディネート*機能の充実をはかり、区民と協働して誰もが豊かにいきいきと過ごせる地域づくりに努めます。

定めました。

支えあう やさしいまち

課題に取り組む中で多くの出会いと気づきを重ねながら住民同心、地域でともに助け合い支え合う心、自然にも人にもやさしく展開を目指します。

3 健康で豊かなまちづくり

区民一人ひとりが健やかに毎日を過ごせるよう、福祉・保健・医療の連携をはかりながら地域の実情にあわせた健康づくりを推進するとともに、ノーマライゼーション*の実現と誰もが心のかよいあう健やかで優しさが響きあう地域づくりを目指します。

4 安全で安心な住みよいまちづくり

ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、誰にもやさしい環境づくりと自然豊かで美しい住環境の確保を基本に福祉のまちづくりを進めるとともに、誰もが安全で安心して住めるよう、あたたかく見守り支え合う地域づくりを目指します。





3 施策の展開

施策の体系

基本目標

基本方針

人がつながり ともに支えあう やさしいまち

1

人がつながり交わるまちづくり

2

活力あるいきいきましたまちづくり

3

健康で豊かなまちづくり

4

安全で安心な住みよいまちづくり



具体的な施策

(1) 隣近所との交流

① 新たな支え合いづくり

(2) 人が集う拠点づくり

① 楽しく集える交流の推進

② 地域資源の有効活用

(3) 交流のきっかけづくり

① 地域活動参加の促進

② 地域活動の活性化

(1) 地域福祉活動の基盤づくり

① 福祉活動基盤の強化

② 福祉活動の支援

(2) 人材の育成とコーディネート機能の充実

① ボランティアの拡充

② コーディネート機能の充実

③ 活動拠点の充実

(3) サービス提供体制の確立

① 積極的な情報提供

② 気軽に相談できる体制づくり

③ 適切なサービス量と質の確保

④ 権利擁護の推進

⑤ 関係者における連携

(1) ノーマライゼーション実現のための啓発と普及

① 福祉意識の啓発と普及

② 障がい者、高齢者との交流の促進

③ 障がい者への地域生活支援

(2) 地域における健康づくりの推進

① あらゆる世代における健康づくりの推進

② 健康づくり活動の支援

③ 健康づくりに取り組みやすい環境づくり

(1) 子育て・見守り・支え合いの環境づくり

① 安心して子育てができる環境づくり

② 児童虐待予防対策の充実

③ 地域での見守り体制づくり

④ 緊急時における支援体制の充実

(2) 安全で快適な生活環境づくり

① バリアフリーのやさしい環境づくり

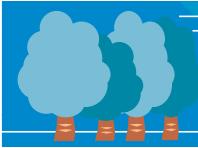
② 生活者の視点に立った交通手段の充実

③ 日常の防犯活動

④ 災害時の支援体制

⑤ 快適な環境づくり





基本方針 1

人がつながり交わるまちづくり

(1) 隣近所との交流

【現状と課題】

地域社会には、「向こう三軒両隣り」という隣近所でお互いに助けたり助けられたりという、血縁者よりも強い支え合いの関係がどこにでもありました。近年、小人数世帯の増加や少子高齢化、情報化の進展、生活様式の変化などにより、隣人との互助関係を必要とすることが少なくなっていました。また、隣人とのトラブルを避けるため、隣近所でも深く関わらないよう表面的なつきあいにとどめる人も増える傾向にあります。そのため、地域住民のつながりは希薄化し、一人暮らしの高齢者や障がい者で、日常生活上の手助けを気軽に頼めず困っている状況にあったり、自宅に閉じこもりがちでうつ症状や認知症に陥ってから初めて周囲が気づき対策を講じるなど、事態が悪化する前に発見することが難しい状況となっています。

このような状況を解決するためには、人と人とのつながりを回復し、プライバシーに配慮しながら「向こう三軒両隣り」意識の再構築を図り、障がい者や高齢者など、誰もが安心して自立した生活が送れるよう「新たな支え合い」づくりを視野に入れながら地域での交流を進めていくことが大切です。



【具体的な取り組み】

① 新たな支え合いづくり

- ◇地域の支え合いをテーマにした講演会や座談会をコミュニティ協議会と一緒にを行い、住民が近所づきあいについて考えるきっかけをつくります。また、日常生活や緊急時など様々な場面でお互いに助け合える関係づくりが進むように支援します。
- ◇日常生活に不安を抱える人が孤立しないよう、高齢者見守りネットワーク事業「なじらねっと秋葉*」や、「あったかネットワーク事業*」を拡充します。

●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

- ア 家庭でのあいさつをきちんと行い、家族そろって食事をするなど団らんの場を持ち、「家庭内のコミュニケーション」を大切にしましょう。
- イ 隣近所で顔を合わせたら「あいさつ」をするように心がけ、コミュニケーションを図りましょう。
- ウ 近所づきあいを大切にし、隣近所の回覧板等を次へ渡すときなど、一声かけるように心がけましょう。
- エ 一人暮らしの高齢者や障がい者のゴミ出しや買い物など、手助けを必要としている人が困っていることを手伝いましょう。
- オ 家の中に閉じこもりがちにならないようお互いに誘い合って、お祭りなどの地域の行事やサロンに積極的に出かけましょう。

（2）人が集う拠点づくり

【現状と課題】

地域では、老人クラブや趣味サークルなどの各種団体が活発に活動し、様々な地域行事も町内会やコミュニティ組織などの主催で行われています。また、行政や社会福祉協議会*が子育て支援や介護予防のための教室等を地域の公共施設で実施しています。

しかし、多くの場合、活動の対象者が限定し参加者も増えないなどの状況にあり、地域住民の総意で主体的に実施される取り組みは少ない状況です。

そのため、地域住民がお互いを信頼し支え合う関係づくりが行えるよう、地域のあらゆる世代の人たちが楽しく集える場づくりや、仲間づくりなどの交流活動の場の確保の支援に努め、地域の一体感の醸成を図ります。

【具体的な取り組み】

① 楽しく集える交流の推進

◇「ふれあい・いきいきサロン*」や「地域の茶の間*」「子育てサロン*」など、憩いの場の拡充に努めます。特に、実施していない地域においては憩いの場の必要性やつくり方など地域住民と話し合いの機会を設け、「住民主体の憩いの場」づくりを支援します。



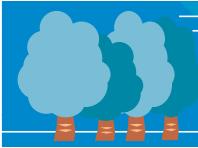
●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

ア 地域で顔の見える仲間づくりを進めるため、子どもと高齢者、障がい者など、誰もがそれぞれの持ち味を發揮して知恵や知識を学びあい、お互いを思いやる心を育て、様々な支え合いが生まれる「世代を超えた交流の場」づくりに努めましょう。



② 地域資源の有効活用

◇地域の活動拠点として、学校や公共施設等の活用を地域ニーズの把握に努めながら協議検討するとともに、商店街等の空き家や空き店舗、民間事業所、社会福祉法人が所有する施設の空きスペースなどについても地域資源と位置付け、地域活動への提供を働きかけます。



(3) 交流のきっかけづくり

【現状と課題】

近年、住民の生活スタイルや価値観が多様化し、行動範囲も広域化しています。そのため、個人の活動拠点が必ずしも住む地域と一致しないことから、隣近所で顔の見えないまま過ごしているなどの状況が生じてきています。また、地域では様々な活動や行事を行っていますが、呼びかけても企画・参加する人が限られ、地域住民の総意による主体的な地域づくりにつながっていない状況にあります。

一方、少子高齢化、小人数世帯の増加など、秋葉区でも年々その状況が進んできており、地域で支え合う福祉の確立が急がれる重要な課題となっています。

そのためには、地域で行われる行事や活動が古くから住んでいる人には地域を育てる、新しい人には地域を知るという機会であるとの理解に努め、全ての住民が地域に対する愛着や誇りをもてるよう、みんなで支え合う地域づくりを目指すことが大切です。

【具体的な取り組み】

① 地域活動参加の促進

- ◇孤立しやすい一人暮らしの高齢者や障がい者などが地域のサークル活動に参加しやすいよう、民生委員児童委員、老人クラブや町内会の役員等と協力して声かけを行うなどの連携活動の支援に努めます。
- ◇コミュニティ協議会や自治会町内会等の地域の活動組織と連携し、子育て中の親子が気軽に参加できるよう、子育て支援の人材発掘や情報の提供に努めます。
- ◇手づくりおもちゃや伝承の遊びなど、「昔の懐かしい遊び」による地域での世代間交流活動を進めます。

② 地域活動の活性化

- ◇「まち歩き探検」など地域を知る活動等の情報提供を行うとともに、コミュニティ協議会や地域団体等による地域の特色をいかした取り組みを支援します。

●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

- ア 多くの人が参画し、地域の宝（里山、阿賀野川・信濃川の景観、小須戸の町屋、新津川、SL、はさ木並木など）や花き・花木園芸などの産物、伝統文化を活用した内容のイベントを企画しましょう。
- イ お祭り、盆踊り、運動会など身近な地域の行事へ積極的にみんなで参加し、楽しめる機会をつくりましょう。
- ウ 近隣地域と合同運動会や合同盆踊り大会など地域間の相互交流を行ない、自分たちが住んでいる地域をみつめ直す機会をつくりましょう。そして地域に愛着を持ち、みんなで地域を思う心を育てる取り組みを行いましょう。
- エ 小人数世帯が多い地域、三世代同居が多い地域、高齢化が進んでいる地域などでは、若い人も高齢者もその地域の課題を意見交換できる機会を持ち、地域の実情にあった取り組みを行いましょう。



基本方針 2

活力あるいはいきしたまちづくり

（1）地域福祉活動の基盤づくり

【現状と課題】

地域のまちまつりや隣近所の結びつきが薄くなり、日常生活の中での小さな困りごとで不自由な思いを持つ人が増える傾向にあります。様々な小さな困りごとについては、公的な福祉サービスで対応できることと、福祉サービスを受けるほどではないが毎日の暮らしの中でとても不自由を感じているといったことがあります。こうした日常の中での困りごとに対しては、身近な住民同士の助け合いがとても大切となっており、地域のことを最もよく知る住民自身が、福祉分野を含めた地域の問題・課題に取り組むことが求められています。

今後の地域福祉*を展開する上で、地域づくりの中心的な役割を担う「コミュニティ協議会」と行政・社会福祉協議会*の連携や協働のあり方が大切であり、地域の個性をいかした身近な地域福祉活動の拠点づくりや活動支援を積極的に進める必要があります。

【具体的な取り組み】

① 福祉活動基盤の強化

- ◇コミュニティ協議会を範囲とした小地域での福祉活動を展開する組織である「地区社会福祉協議会」の運営や設置について、社会福祉協議会*が中心となって支援や協力に努めます。
- ◇地域の活動団体等と協働で研修会等を実施し、地域福祉活動の人材育成を図ります。
- ◇地域住民と協働で福祉懇談会を開催し、住民の主体的な参画による地域福祉活動の取り組みが実践できるよう支援します。

② 福祉活動の支援

- ◇自治会町内会及びコミュニティ協議会や地域の各種団体が実施する地域福祉活動の事業助成を行います。
- ◇地域住民の抱える地域の福祉課題を地域住民と一緒に考え解決するコーディネーターの役割を社会福祉協議会*が担い、小地域での福祉活動の充実に努めます。





（2）人材の育成とコーディネート機能の充実

【現状と課題】

地域福祉*の推進にあたっては、地域での多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みが必要であり、これまでには、町内・自治会、老人クラブ、民生委員児童委員などが役割を担ってきました。しかし最近では、プライバシー保護や都市化などにより、地域に関心を持たない、また関心があっても参加するきっかけをつかめない住民が増える傾向にあります。

近年、新たな福祉課題が生じており、地域で様々な問題を抱える人が増えています。行政だけで対応するには限界があり、NPO*、ボランティア団体、企業、PTA、消防団などのまちづくり活動を行ってきた人たちの経験とノウハウを活かし、一緒に地域のことを考え取り組むことが重要となっていました。また、NPO*やボランティア団体は、柔軟かつ機敏に事業実施できるという特徴があり、地域福祉*の担い手としてのより大きな役割が期待されています。

今後の社会状況を見据えて地域福祉*を展開するには、地域を支える団体や個人のネットワークの充実が基本となります。この他、地域活動に必要なものとして、アンケート（「新潟市福祉のまちづくりアンケート調査結果」）で多くの人がリーダーシップや相談窓口機能の充実を求めていました。そのため、サポート・コーディネート*機能を担う社会福祉協議会*が地域に対してリーダーシップを発揮し、地域住民・行政と連携して地域コミュニティを再生する仕組みづくりを検討する必要があります。

【具体的な取り組み】

① ボランティアの拡充

- ◇ボランティアセンター*などと連携し、ボランティア体験・入門講座や研修会などを開催し、ボランティアの育成に努めます。
- ◇社会福祉施設や福祉サービス事業所のボランティアの受け入れを働きかけ、人材の育成とボランティア活動の拡充に努めます。
- ◇企業に対して、社員教育によるボランティア活動のきっかけづくりの推進、地域福祉*に貢献する事業の展開などを働きかけます。
- ◇学校や地域、ボランティア実践者と協働して、子どものころからボランティアに親しみ、自然とボランティア精神が養われる機会づくりに努めます。
- ◇「福祉健康まつり*」等のイベントにより、ボランティア活動の啓発に努めます。



●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

- ア 町内美化運動など気軽に集まれる行事などを工夫し、ボランティア活動へのきっかけづくりに努めましょう。
- イ 町内の自治会などの役員を年代別に選出するなどして、各世代のリーダーを育成しましょう。
- ウ 福祉に限らずPTA、青少年団体、スポーツクラブ、消防団など様々な分野で活動し多様なノウハウを身に付け、社会貢献に意欲的な人材の登用に努めましょう。



② コーディネート機能の充実

- ◇社会福祉協議会*と連携をとりながら、全市的な視点でボランティアを見直し、その運営支援、調整、ネットワークなどのコーディネート*機能の強化に努めます。
- ◇ボランティアに対する興味・関心を育て、実際の活動に結びつくよう、広報誌、施設の掲示板、インターネットなどを活用し、ボランティア情報の提供を行います。また、先行地域や団体が蓄えたノウハウ等を他の団体へ提供できるように幅広い情報の発信に努めます。
- ◇ボランティアグループ同士がお互いに連携しやすい環境をつくり、課題解決に取り組めるよう横断的なネットワークづくりを目指します。

③ 活動拠点の充実

- ◇地域のコミュニティセンターをボランティア活動の拠点と位置づけ、コミュニティ協議会・社会福祉協議会*と連携して、より身近な場所での情報発信や活動の活性化に努めます。
- ◇公的施設、コミュニティセンター、町内会館、学校の空き教室など、既存施設の利用手続きを見直すなどして、活動拠点の拡充に努めます。





(3) サービス提供体制の確立

【現状と課題】

住民の福祉ニーズや生活課題は複雑化し、単一のサービスで充足することが難しく、保健・医療・福祉はもとより、住宅・交通・雇用・教育などの生活関連分野全般が関わるものとなってきています。公的サービスやインフォーマルサービス*、ボランティア活動も含めて複数のサービスを適切に組み合わせることによりはじめてニーズが満たされることもなくありません。個々の要求に応じて総合的にサービスが提供されることが重要であり、秋葉区の実情を踏まえ、要求にあったサービス提供体制の構築が求められています。この提供体制の構築には、区民、団体、事業者、関係機関と行政が連携し、それぞれの役割分担を明確化する必要があります。

一方、サービスを必要としている人に対しては、適切な福祉サービスを判断し、選択しやすいよう情報の提供を行うとともに、利用者の家族、地域で暮らす住民にも同じように情報を発信することが重要です。

市や区で行っている様々な福祉サービス・行事などの情報提供としては、「市報にいた」や「あきは区役所だより」、パンフレット類を作成して提供しており、新潟市のホームページからも必要な情報を収集できるようにしています。しかし、福祉サービス情報や地域の資源などに関する情報がわからないといった声や、サービスを利用したくてもどうしたらよいかわからないという人も少なくありません。そのため、情報媒体や伝達の方法などを工夫し、より身近なところで気軽に相談できる地域の情報提供体制づくりが必要です。

さらに、サービスの質の向上を図るため、苦情に対して適切な対応を行うシステム整備が必要です。

【具体的な取り組み】

① 積極的な情報提供

◇地域の身近な場所で、福祉や健康に関する制度やサービスなどの説明を行い、わかりやすい情報の提供に努めます。

◇福祉サービスに関する情報は、高齢者、障がい者、外国人など情報が伝わりにくい人への配慮が必要であるため、広報等で情報提供の工夫をしたり、コミュニケーションサポートを行う団体、ボランティア等と連携し、情報伝達の充実に努めます。



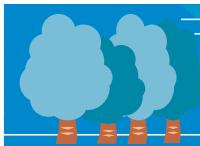
② 気軽に相談できる体制づくり

- ◇「ふれあい・いきいきサロン*」や地域の行事など、多くの人が集まる機会を活用し、地域の民生委員児童委員や地域包括支援センターに参加を働きかけ、地域住民との交流を図るとともに、困った時には気軽に相談できる顔の見える関係づくりに努めます。
- ◇「障がい者相談支援事業*」の利用を促進し、障がい者が身近なところで必要な情報を収集し相談できるよう努めます。
- ◇町内会自治会では、健康福祉部あるいは福祉委員会などが位置付けられている地域もあり、民生委員児童委員と連携・協力し、より身近で相談しやすい体制づくりに努めます。
- ◇社会福祉協議会*の「心配ごと相談所」のいっそうの周知に努めるとともに、社会福祉協議会*の窓口でも相談受付けができるよう体制を検討します。
- ◇地域の中で必要とする情報を住民自身が積極的に収集するよう働きかけます。



③ 適切なサービス量と質の確保

- ◇高齢者や障がい者が、介護保険法*や障害者自立支援法*に定められたように、地域で自立した生活を続けられるよう、生活圏域内で必要なサービスが確保できる体制づくりに努めます。
- ◇延長保育や乳児保育の拡充や病児保育施設*の設置を、民間保育園、医療機関などと調整を図りながら検討していきます。
- ◇単独の福祉サービス等では対応が難しいニーズについて、公的な福祉サービス、NPO、ボランティア団体の活動などを複合的に組み合わせて検討し、地域福祉サービスの充実を目指します。
- ◇地域に密着した福祉サービスの提供を目指し、多様な実施主体が新たに参画・起業できるよう、制度の紹介など必要な情報提供に努めるとともに、NPO法人等への事業委託など民間活力の導入を促します。
- ◇利用者がサービスを選択し、より質の高いサービスを利用できるよう、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価などが普及・定着するよう支援します。
- ◇社会福祉協議会*が中心となり、有償による「住民参加型在宅福祉サービス（ふれあい福祉サービス）*」の家事援助サービス等の提供に努めるとともに、一人暮らし高齢者や昼間一人になる高齢者のニーズに迅速な対応ができるよう、サービスを提供する協力会員の確保と資質の向上に努めます。
- ◇福祉サービス利用者からの苦情や相談に対して、早期解決に努めるとともに、苦情等の要因や背景を分析し、改善に努めます。



④ 権利擁護の推進

- ◇認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等日常生活上の意思表示や判断に不安のある人に対して、適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者本人の権利を守るため、「日常生活自立支援事業*」や成年後見制度*の周知、啓発の充実に努めます。
- ◇判断力の不十分な高齢者や障がい者が、悪質な訪問販売等の被害にあわないよう見守り活動や広報等で注意を呼びかけます。
- ◇相談・サービス提供で知りえた個人情報について、関係法令等に基づいた取り扱いの徹底を図り、いっそうのプライバシー保護に努めます。

⑤ 関係者における連携

- ◇社会福祉協議会*と協力し、関係者や関係機関に対して、福祉活動推進のための情報提供や各種連絡・調整、活動支援を行います。また、区全体のネットワーク構築に努め、個々の事例についてあらゆる機関が連携して対処していきます。

基本方針 3

健康で豊かなまちづくり

(1) ノーマライゼーション実現のための啓発と普及

【現状と課題】

これまで、行政や障がい者団体等がノーマライゼーション*の普及や啓発、交流活動を通じて障がいに対する理解の促進に努めてきました。しかし、障がいに対する正しい知識や理解は十分ではなく、障がい者やその家族は、地域の中で生活のしづらさを感じています。また、地域としても受け入れたいが、どのように障がい者と接していいのかわからない、という声もあります。

障害者自立支援法*が施行されて数年が経ちますが、障がい者の地域生活を進めるためのグループホーム*等も少ない状況であり、就労についても、障がいへの理解の不足と全体的な雇用状況の低迷により、厳しい状況です。また、高齢者についても、認知症とその介護方法についての理解が不十分であることから、地域の人が手を差し伸べにくい状況となっています。

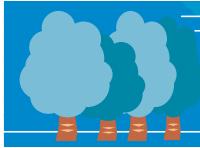
これらのことから、ノーマライゼーション*を確立するためには、障がい者や高齢者に関する正しい知識を広めるための啓発活動の推進や、地域の中で他の人々と同じように生活できる環境づくりに努める必要があります。

【具体的な取り組み】

① 福祉意識の啓発と普及

- ◇高齢者や障がい者に対する地域住民の理解不足を解消するため、各関係団体との連携に努めながら、正しい情報提供や広報活動の充実を図ります。
- ◇思いやりと福祉の心を育てるため、児童・生徒を対象に障がい者福祉の体験や実践活動を進めるなど、啓発教育に努めます。
- ◇障がいがあっても社会参加できる雰囲気を醸成するため、いろいろな障がいの特性を知つてもらうセミナーや講演会などを開催し、正しい知識の啓発普及に努めます。
- ◇施設・学校等と連携し、商店街の花壇整備、フラワーロードの種まき、クリーン作戦*への参加などのボランティア活動に、障がい者と共に参加できる機会をつくり、障がい者の能力などを正しく理解してもらうように努めます。





② 障がい者、高齢者との交流の促進

- ◇地域内にある交流の場や施設等において、地域の人と積極的に関わる機会を作ります。
- ◇多くのボランティアなどに支えられながら地域に定着している「福祉健康まつり*」「手をつなごう愛の大運動会*」を、今後も継続して開催していくように支援します。
- ◇保育園・幼稚園などの子どもが、地域の高齢者施設や障がい者施設に訪問するなどの、交流やふれあいの機会づくりに努めます。
- ◇障がい者施設の行事などに、地域の団体等の参加を促し、交流のきっかけづくりに努めます。
- ◇福祉体験の場となる施設等の受け入れ体制を整えるよう、働きかけます。



●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

ア 地域で行われる運動会や敬老会、バザーなどの行事に、障がい者が気軽に参加できる企画を盛り込み、障がい者と交流することで、障がい者を理解する心を育てましょう。



イ 障がい者や高齢者の地域活動への参加を促し、困っている場面における必要な手助けを学べるような機会をつくりましょう。

③ 障がい者への地域生活支援

- ◇事業者が雇用助成制度等を活用し、障がい者の雇用を推進できるよう促します。
- ◇障がい者の能力向上と一般就労支援のための「障がい者就労サポート事業*」の推進強化に努めます。
- ◇ハローワークなどの関係機関との連携を強化し、障がい者雇用の促進と就労支援に努めます。
- ◇障がい者の住居の確保に対する支援を行い、障がい者の地域生活をサポートしていきます。

(2) 地域における健康づくりの推進

【現状と課題】

地域住民の健康に対する意識は高く、アンケート結果（「新潟市福祉のまちづくりアンケート調査結果」）でも日頃の生活での悩みや不安について「自分や家族の健康・老後のこと」と回答した人が約6割を占めていました。しかし、健康への知識や関心があっても、食生活や運動などについて正しい知識を持ち、継続して実践している人がまだまだ少ない現状です。

また、近年ストレス社会と言われるように、働き盛り世代は過度のストレスや生活習慣の乱れなどの影響により、心と体のバランスを保持できない状況に陥りやすく、メタボリックシンドローム*やうつ病への取り組みが今まで以上に必要となってきました。誰もが心身ともに健康で充実した生活を継続できるよう、個人の取り組みだけでなくそれを支える地域ぐるみの健康づくりが必要となってきています。

一方、生活習慣病の若年化や子どもを含めた若い世代の食生活の乱れ、思春期に起因する様々な事柄が社会問題化しており、子どもの頃からの規則正しい生活習慣の定着や、心と体の健康づくりに関わる取り組みがいっそう求められています。

【具体的な取り組み】

① あらゆる世代における健康づくりの推進

- ◇乳幼児健診や育児相談等により、子どもの正しい生活リズム、食事、体を動かすことについての啓発、指導に努めます。
- ◇幼稚園、保育園、学校等と協働して「早寝、早起き、朝ごはん」などの健康づくりの推進に努めます。また、給食だよりや給食の試食会により、家族に対し、食育の重要性や栄養に関する知識の普及に努めます。
- ◇思春期の子どもとその保護者を対象に、いのちの尊さや性の正しい知識、子どもとの関わり方、を学ぶことができるよう、思春期保健対策を推進します。また、学校で取り組む飲酒・喫煙防止教育の支援に努めます。
- ◇働き盛りの世代においては、各種健康診査や健康相談、健康教室を通じて喫煙防止や生活習慣病予防、心の健康づくりのための知識の啓発普及を行うとともに、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ◇高齢者においては、健康で元気に毎日を過ごせるよう介護予防事業の充実に努めます。
- ◇区民を対象に健康づくりに関する講座や相談会を行い、健康づくりに必要な情報をわかりやすく提供するとともに、学習機会の充実を図ります。





② 健康づくり活動の支援

- ◇食生活改善推進委員と連携し、地域での食育活動の活性化を促します。
- ◇運動普及推進委員など、地域で健康づくり活動を推進する人材の育成に努めます。
- ◇町内会自治会などが主催する健康づくり教室や介護予防などの自主的な活動が活発化するよう、関係者との連携を図るとともに活動支援に努めます。
- ◇薬物乱用未然防止活動等の取り組みの支援に努めます。

③ 健康づくりに取り組みやすい環境づくり

- ◇秋葉区の良好な自然環境を生かしたウォーキングやサイクリング、公園・広場を利用した体操、高齢者や障がい者も取り組める軽スポーツなどの普及を図ります。

●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

- ア 誰もが手軽な運動を楽しめるよう、ウォーキングコースの案内板の整備や里山マップの作成などを行いましょう。
- イ 郷土料理の伝承や男の料理教室などの行事を通じて、豊かな食生活を地域全体へ広げましょう。



基本方針 4

安全で安心な住みよいまちづくり

（1）子育て・見守り・支え合いの環境づくり

【現状と課題】

近隣との人間関係の希薄化や核家族化が進んだことにより、子育ての孤立化が進んでいます。ちょっとした用事の時に、近くに子どもを預けられるような協力者がいないという問題があります。子育て中の親が抱える不安感や負担感を少しでも軽減し、子どもが健全に成長していくよう、行政・学校・地域などが連携し安心して子育てができる、子どもが自ら育つ力を伸ばすことができる環境の整備や支援をする必要があります。

一方、近年社会問題化している、うつ・引きこもりや子育て中の親による子どもへの虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）*、高齢者への虐待、経済的困窮など、支援が必要でもなかなか表面に現れにくい問題も発生しています。

これらの問題を解決していくためには、専門機関の対応が必要となる場合もありますが、まずは「お互いさま」の心で身近な人同士が支え合い、助け合うとともに、地域と行政が連携して、一人ひとりが安心して暮らし続けることができる地域のネットワークづくりが必要です。住民一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、周囲の人々や地域のために何かを行うことに生きがいを感じ、自然にボランティア活動ができるように地域全体で活動に取り組みやすい環境づくりを図る必要があります。

【具体的な取り組み】

① 安心して子育てができる環境づくり

- ◇地域内の子育て経験者やボランティア、民生委員児童委員、町内会などの活動を支援し、子どもの見守りや居場所づくりに取り組みます。
- ◇地域の身近な相談相手として「子育てサポーター*」が乳児とその保護者を対象に家庭訪問を行い、育児相談、母子保健サービスの紹介、子育てサークルや子育てサロンなどを紹介して仲間づくりができるように支援します。
- ◇子育てに関する講演会などの開催を通じて、育児不安やストレスを軽減し、子育て支援の環境づくりに努めます。





② 児童虐待予防対策の充実

- ◇「こんにちは赤ちゃん訪問事業*」により、産後の不安の軽減と子どもの虐待予防に努めます。
- ◇「秋葉区子ども虐待予防ネットワーク*」により、子ども虐待の発生予防、早期発見、重症化の防止を図ります。また、関係専門職を対象とした虐待予防の知識と対応方法に関する研修会を開催し、啓発普及活動を推進します。
- ◇精神的、身体的に不安をもつ妊産婦及び児童の保護者に対し、関係機関と連携をとりながら育児相談や家庭訪問を行います。



③ 地域での見守り体制づくり

- ◇日常的な地域の活動を通じて、プライバシーに配慮しながら、支援が必要な人の情報の把握に努めます。
- ◇一人暮らし高齢者には「友愛訪問事業*」により定期的な声かけをし、日常生活の見守りに努めます。
- ◇地域住民・民間事業所・公的機関などが協働し、地域全体で高齢者を支える「なじらねっこ秋葉*」の活動をよりいっそう地域に広げていきます。
- ◇子どもや高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンス*などが疑われる場合は、通報の義務があることについて周知を行うとともに、民生委員児童委員・行政・警察など関係機関の協力体制のいっそうの充実に努めます。
- ◇「地域自立支援協議会*」の運営を通じて、関係者と連携し障がい者やその家族の生活を支援する地域づくりに努めます。

④ 緊急時における支援体制の充実

- ◇ドメスティック・バイオレンス*、虐待、障がい者などの緊急時における相談機関を明確化し、周知と連絡体制の強化に努めます。
- ◇緊急時の相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。



(2) 安全で快適な生活環境づくり

【現状と課題】

近年、道路や駅、公共施設等のバリアフリー^{*}化が進み、利用者への配慮がなされるようになってきましたが、スロープやトイレ等、設備面で不十分な施設もあります。障がい者や高齢者にやさしいまちづくりとして、歩道と車道の段差解消や休憩所の設置、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）で整備された歩道など、さらにバリアフリー^{*}及びユニバーサルデザイン^{*}を推進する必要があります。

街の機能が郊外への分散型となり、高齢者や障がい者の中には、移動手段の確保や外出のための支援が得られず、社会参加の機会を逸していたり、日常生活の買物や通院なども不便な状況にあります。

また、毎日のようにマスコミ等で様々な犯罪に関する報道が流れ、子どもが安心して遊べる場所が少ない、夕方薄暗くなると不審者などが不安といった声が聞かれ、身近な地域が安全であるとは言えない状況になっています。子どもたちが安全に登下校したり、安全に、安心して遊ぶことが出来る環境が少なくなっています。不審者や犯罪発生時の情報などは、すぐに伝達しなければならない情報ですが、地域によって伝わるまでにはばらつきがあることも課題となっています。

さらに隣近所や地域のつながりが希薄化し、大地震など自然災害が起きた時に、高齢者や障がい者などの中には、自力ですぐに避難できないため、不安を持って生活しているといった声も聞かれ、いざという時に隣近所や地域全体で支えあう対策がまだ不十分な状況にあります。

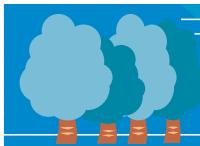
これらの状況から、安心安全な生活環境の整備や、災害時の協力体制づくりに地域住民一人ひとりが意識を高め、早急に取り組むことが必要です。

すべての住民が年齢や性別、国籍、障がいの有無に関係なく、地域で将来に不安を抱くことなく安心して生活できるまちをつくるために、道路や公共施設などハード面での整備だけでなく、お互いを認め合える「心のバリアフリー^{*}」の実現をめざして、施策を展開する必要があります。

【具体的な取り組み】

① バリアフリー^{*}のやさしい環境づくり

- ◇誰もが安全に外出できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。
- ◇歩道上に自転車や立て看板などを置かないよう啓発に努めます。
- ◇公共施設などにおけるユニバーサルデザイン^{*}の考え方に基づいた人にやさしいまちづくりを推進します。
- ◇関係機関と連携し、バリアフリー^{*}について状況を的確に把握し、パンフレットやチラシなどにより、わかりやすい情報の提供に努めます。



② 生活者の視点に立った交通手段の充実

- ◇区バスの利便性の向上に努め、利用促進を図るとともに、公共交通機関のPRに努めます。
- ◇高齢者や障がい者に対応する公共交通サービスのあり方を検討します。
- ◇既存路線バスなど公共交通機関の状況を把握し、公共施設へのアクセス方法などを積極的にPRします。

③ 日常の防犯活動

- ◇「子ども110番の家*」の取り組みを周知し、拡充を図ります。
- ◇「地域の子どもは地域で守る」気風を高めることを目的とするセーフティ・スタッフ*の活動に多くの人の参加を促し、登下校時の通学路や遊び場の安全確保に努め、地域パトロールの充実について支援します。
- ◇防犯パトロールや防犯グッズなどについて、地域での話し合いを働きかけ、地域の防犯対策の強化に努めるとともに、地域と学校との連携により子どもの安全確保に努めます。
- ◇不審者情報を学校、地域、民生委員児童委員などに伝達し、地域ぐるみの防犯に努めます。
- ◇公用車、民間などの車に「防犯パトロール中」のステッカーを張り、犯罪の抑止に努めます。
- ◇子どもや大人が、いじめ、誘拐、虐待、性暴力などから身を守る方法を学校、保育園、幼稚園、地域と連携し、教育する場や機会をつくっていきます。
- ◇警察等関係機関との連携を強化し、情報伝達手段の充実を図るなどして、各施設へスマーズに伝達できる体制を整えます。
- ◇積極的に子どもたちがいる行事に参加したり、普段からあいさつをしたりすることによって、お互いの顔を知り、つながりを強化することで、不審者が現れにくい、あるいは現れてもすぐに発見できる地域づくりを支援します。
- ◇新潟県警察本部が実施している子ども対象の事件・不審者情報などを配信する「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」への登録を呼びかけます。

●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

ア 情報が地域の中へ迅速に広まるよう、普段から隣近所や地域とのつながりを意識し、コミュニケーションを図りましょう。



④ 災害時の支援体制

- ◇自主防災組織の結成を促すため、広報などを通じて啓発に努めます。
- ◇被害状況の把握や避難所へのスムーズな移動などを図るため、市の「にいがた防災メル」への登録や、区が自治会・町内会、民生委員児童委員に配布している「緊急告知FMラジオ*」の活用を促し、啓発に努めます。
- ◇災害時要援護者名簿への登録を勧め、地域の中で障がい者や高齢者など自力で避難することが困難な人の状況を把握し、災害時に支援ができるような地域の防災体制づくりを支援します。
- ◇災害時には、社会福祉協議会*が中心となって、「災害ボランティアセンターマニュアル*」に基づき、行政、NPO*、青年会議所などが協働で災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者支援に努めます。
- ◇災害時に備え、運営コーディネーター研修を実施します。
- ◇一人暮らし、高齢者のみ世帯等に「生活パック（非常持ち出し袋）*」を配布し、災害に対する備えと意識啓発に努めます。



●●● 地域の取り組みとして こんなことも考えられます ●●●

- ア 災害時や緊急時に備え、日頃から隣近所などにおいて良好な関係を築き、いざという時に支え合える関係づくりを進めましょう。
- イ 防災対策への意識向上を図るために、地域で積極的に防災訓練などに取り組みましょう。



⑤ 快適な環境づくり

- ◇空き缶・吸殻のポイ捨て、飼い犬のふん便などの禁止を推進し、まちの美觀と快適な生活環境の保持に努めます。
- ◇地域ぐるみで行うクリーン作戦*や、公園などに緑や花を植えるなど世代を超えて多くの人が参加できる活動を促進します。

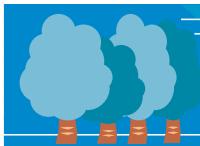




* 第4章 地域が目指すもの

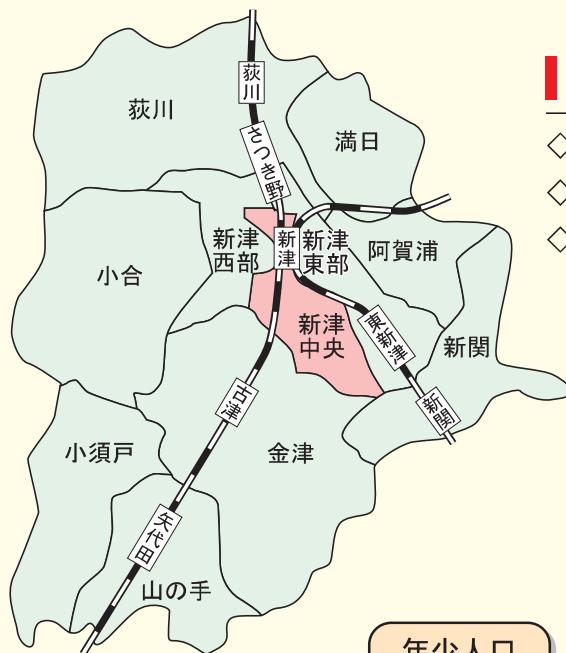
各地区で開催した福祉懇談会(ワークショップ)で出された地域の想いを集約したものです。





*

新津中央地区



地区の特色

- ◇四季折々の花の咲く秋葉山がある地区である
- ◇商店街を取り囲む地域で協力がし合える
- ◇自慢できる大きなお祭りがある

総人口
10,199人

世帯数
3,919世帯

自治会数
19

年少人口
(14才以下)
991人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
3,317人
1,823人

高齢化率
32.5%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

○防犯パトロール実施

○健康講演会開催

○料理講習会

○歴史探訪

【いきいきサロン・茶の間】

○おしゃべりサロン

○いきいきお茶の間

○サロン吉岡

○サロンひまわり

○田家元気で楽しくすごそう会

○ふれあいサロン下興野町 ○三善道サロン

【子育てサロン】

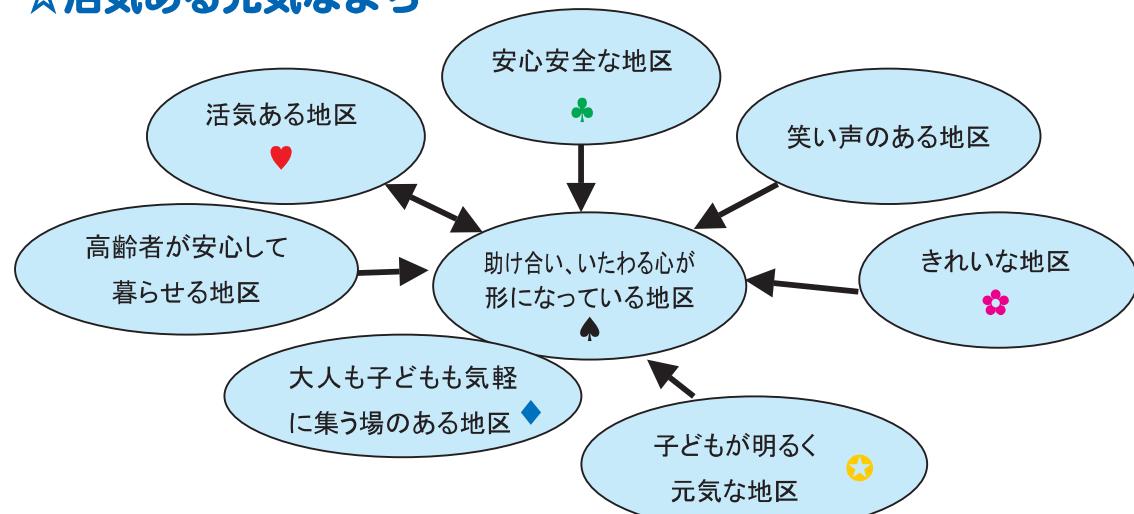
○なかよしサークル

*

こんな地区になりたい

* 福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆活気ある元気なまち



アイデアをかなえていこう

♠ 助け合い、いたわる心が形になっている地区

- ・一人暮らしの人を手助けする応援隊がいたらいい
- ・徘徊で困っている人の手助けができたらいい
- ・高齢者や日中一人になる高齢者を把握してマップを作りたい
- ・急用時、子どもを預かってもらう仕組みが欲しい
- ・高齢者のために安くて安全な外出支援ができたらいい

♥ 活気ある地区

- ・S Lを活用したイベントなどで商店街が活性化するといい
- ・みんなが協力して商店街の駐車場を作りたい

◆ 大人も子どもも気軽に集う場のある地区

- ・ふらっと気軽に立ち寄れる場所があればいい
- ・雑談できる場所があればいい

♣ 安心安全な地区

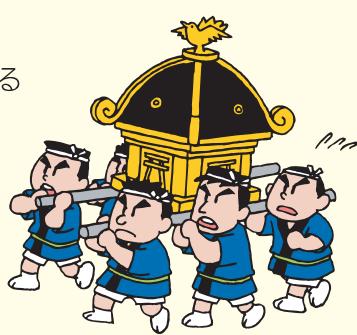
- ・防犯グッズ（光るベルト、自動灯火）を活用する
- ・防犯パトロール時に要援護世帯を訪問する

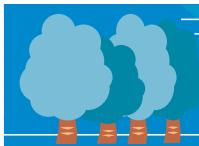
✿ きれいな地区

- ・ポイ捨てには罰金
- ・秋葉山の野良猫対策を考える

★ 子どもが明るく元気な地区

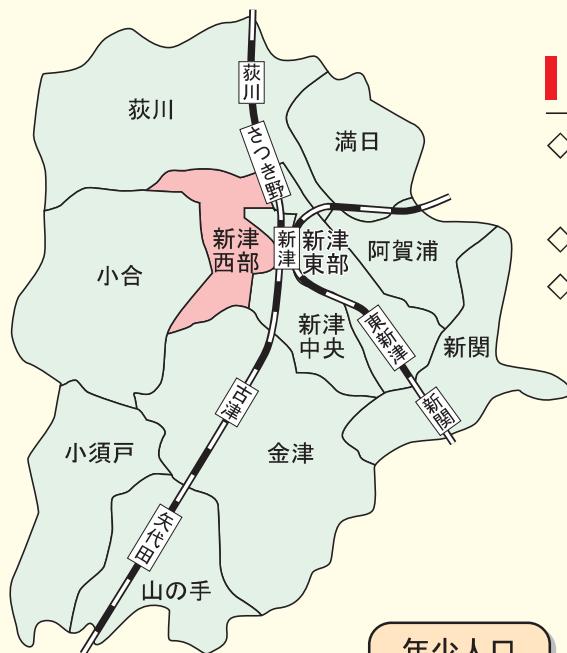
- ・野球の指導で子どもの健全育成
- ・子どもが安全に元気に遊べる環境づくり





*

新津西部地区



地区の特色

- ◇昔ながらの町内と新しい町内が入り混じっている地区
- ◇公共の建物が集中して、動きやすい地区
- ◇パワーを持っている人、地域を思っている人が多くいる地区

総人口
11,276人

世帯数
3,991世帯

自治会数
12

年少人口
(14才以下)
1,758人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
2,303人
1,287人

高齢化率
20.4%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

○セーフティスタッフ

【いきいきサロン・茶の間】

○いきいきサロンみゆき

○山谷いきいきサロン会

○なかよしサロン ○古田いきいき健康サロン

○いきいきサロン南町 ○サロン新栄町

○サロンみどり

○チビッコみゆき ○山谷子育てサークル

【子育てサロン】

○保育園との交流 ○一斎清掃

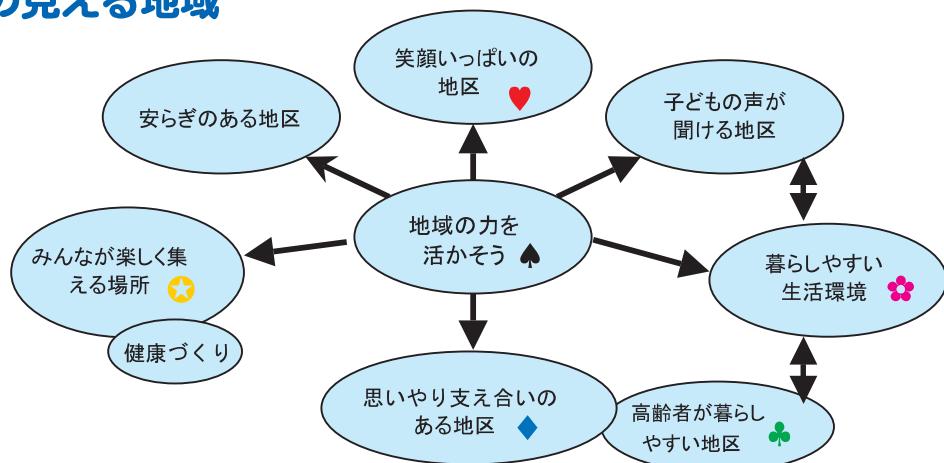
【町内会・自治会】

*

こんな地区になりたい

* 福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆顔の見える地域



アイデアをかなえていこう

♠ 地域の力を活かそう

- ・役員の人材の掘り起こしをしよう
- ・老人パワーを活かしたい
- ・退職者が情報交換できる場があればいい
- ・町内会単位で問題点を話し合ってみよう

❤ 笑顔いっぱいの地区

- ・誰とでも気軽にあいさつできる運動をしよう
- ・盆踊り大会や遊園地での世代間交流があればいい
- ・子どもが様々な人とふれあう機会があればいい
- ・草取りで交流しよう

♦ 思いやり支え合いのある地区

- ・見守りや声かけを通して助け合いの仕組みがあるといい
- ・身近に何でも相談できる場所があるといい

♣ 高齢者が暮らしやすい地区

- ・いきいきサロンの活用を考えよう（防災・防犯）
- ・介護の情報がわかりやすく伝わるようになればいい

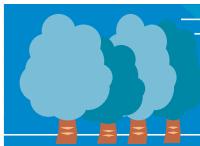
✿ 暮らしやすい生活環境

- ・交通安全教育をしよう

★ みんなが楽しく集える場所

- ・子どもが様々な人とふれあえる場があるといい





*

荻川地区



地区の特色

- ◇新興住宅地と古くから住んでいる住民との交流、融和がコミ協中心にまとまっている
- ◇お年寄りが元気なまち
- ◇熱意のある人が大勢いるまち
- ◇みんな元気よくあいさつをするまち
- ◇新興住宅が急激に増え核家族化が進んでいる

総人口
16,454人

世帯数
5,508世帯

自治会数
28

年少人口
(14才以下)
2,629人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
3,196人
1,499人

高齢化率
19.1%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

- あいさつ運動
- ゲートボール大会
- 地区敬老会
- 高齢者学級
- おぎかわ寄席
- 生涯学習講座
- にこにこ学勉強会
- 荻川まつり
- 芸能祭
- 地区内一斉清掃
- いきいき塾
- 地区市民運動会
- 自主防災の組織化

【いきいきサロン・茶の間】

- 覚路津いきいきサロン
- 市之瀬ふれあいサロン
- 車場ニコニコ会
- 座「おぎじま」
- 結・福島いきいきサロン

【子育てサロン】

- おむすびの会
- すまいるKids
- やんちゃるkids

【町内会・自治会】

- コミ協と一緒にとなって地域活動を行っている

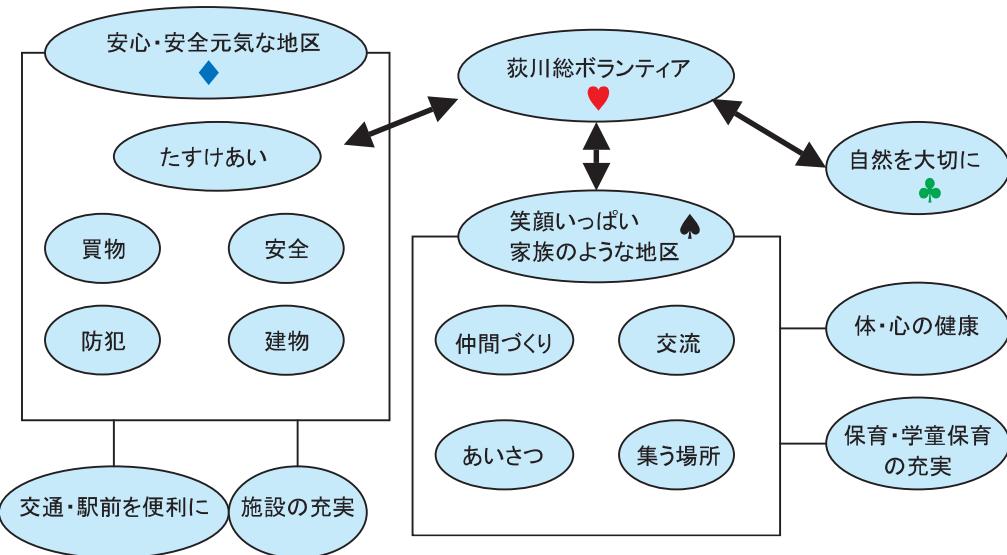
*



こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆住んでホッと…するまち



アイデアをかなえていこう

◆ 笑顔いっぱい家族のような地区

- ・あいさつ運動をもっとすすめよう
- ・いきいきパソコンクラブの輪をひろげよう
- ・いきいき塾をPR
- ・町内にベンチを置き健康と交流に役立てよう
- ・荻川宝探し（冊子作り・民謡マップ）

♥ 荻川総ボランティア

- ・コミセンをボランティアの基地に
- ・地区でボランティア研修会
- ・リーダー育成のための研修会

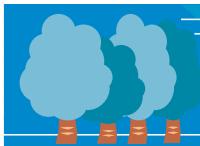
◆ 安心・安全元気な地区

- ・自主防災組織を全町内に立ち上げよう
- ・「なじらねっと」の輪をひろげよう
- ・気楽に頼れる組織があればいい
- ・アルミ缶収集し障がい者施設に協力しよう

♣ 自然を大切に

- ・クリーン作戦をもっと増やそう
- ・花いっぱい運動を各町内で取り組もう





*

満日地区



地区の特色

- ◇農村地域なので農作物づくりが一生懸命である
- ◇自然が残っている、町内の人達の交流が残っている地域
- ◇観光となるものがある（はさぎ並木・夕日）

総人口
1,879人

世帯数
603世帯

自治会数
2

年少人口
(14才以下)
199人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
502人
313人

高齢化率
29.8%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

- 世代間交流
- 郷土芸能伝承事業
- ふるさと健康講座開催
- 七日町にこにこ会
- 満願寺いきいきサロン
- ピヨピヨサークル

【いきいきサロン・茶の間】

【子育てサロン】

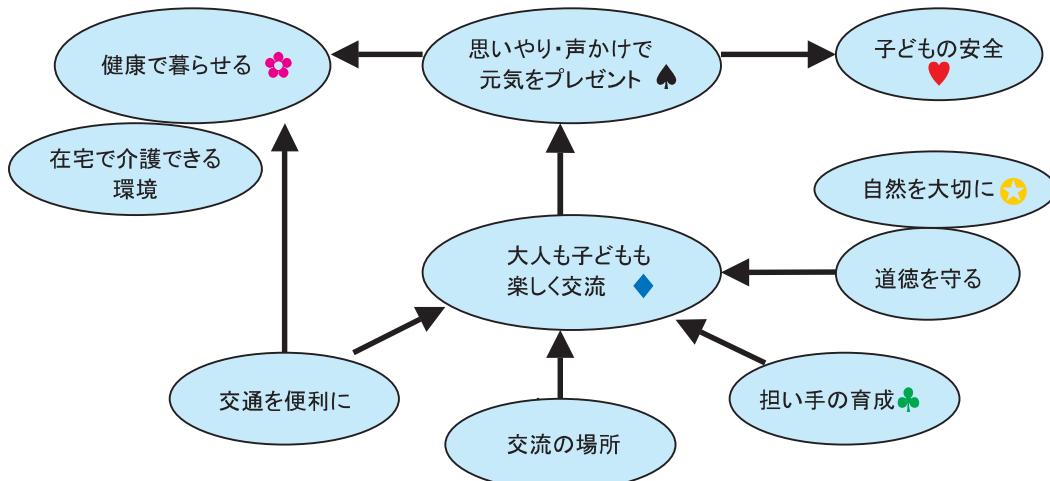
*



こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆自然を活かしたおもいやりのある地域



アイデアをかなえていこう

♠ おもいやり・声かけて元気をプレゼント

- ・だれでもいつでもあいさつをし、声かけができる地域にしよう
- ・気心の知れたひとり暮らしのかたにはさりげなく声かけをしよう
- ・近所の人と話し合いをしよう
- ・みんなが安心して暮らせる地域にしよう

♥ 子どもの安全

- ・子どもたちを叱れる地区にしよう

✿ 健康で暮らせる

- ・健康に対する指導員がいたらいい

◆ 大人も子どもも楽しく交流

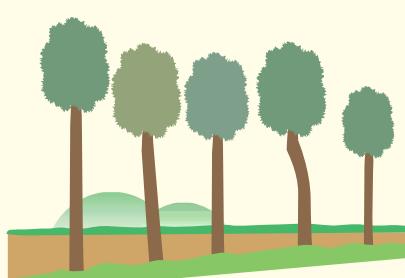
- ・自由に使える交流の場所(子どもたちから高齢者まで)
- ・世代間交流の場と時間を作ろう
- ・若者とあいさつをしよう

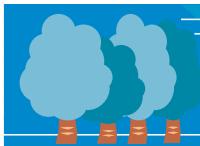
♣ 担い手の育成

- ・みんなで協力をしあおう
- ・若者が定着できる住みよい環境づくりをしよう
- ・リーダーを発掘しよう

★ 自然を大切に

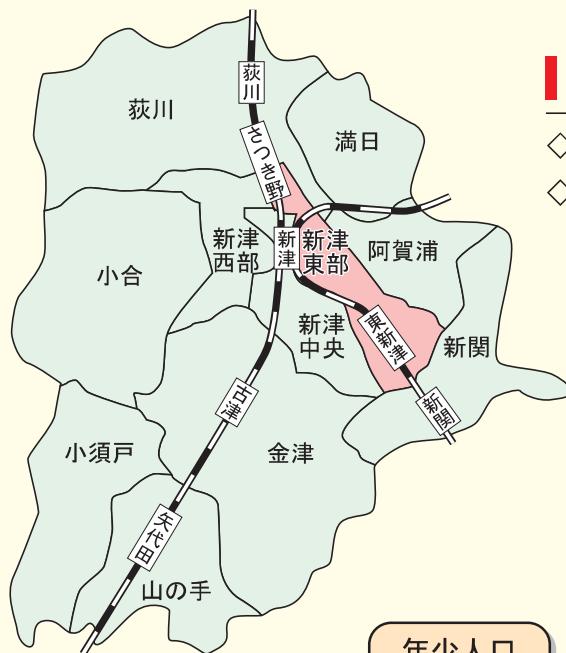
- ・地域の宝を地域の人が自覚しよう
- ・はさ木並木に稲を架けよう
- ・自然を守るイベント（阿賀浦橋を背景とした撮影会）





*

新津東部地区



地区の特色

- ◇新津川が近くにあり、自然環境が良い
- ◇自然と気軽に声を掛け合う地区

総人口
10,493人

世帯数
3,696世帯

自治会数
15

年少人口
(14才以下)
1,213人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
2,870人
1,446人

高齢化率
27.4%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

- ボランティアのつどい
- 健康のつどい
- 盆踊り大会
- 地域ふれあい世代交流
- 親子朝ごはん料理教室
- 新津川ウォーキング
- 水辺の音楽会
- C S G・ひまわりパトロール
- 自主防災会組織化

【いきいきサロン・茶の間】

- 新町長寿ダンゴ会
- 日宝町元気クラブ
- なつめろ会
- さはやか会
- サロン柄目木
- 飯柳にこにこ健康クラブ
- 草水町うぐいす学級
- 北上わんぱくキッズ

【子育てサロン】

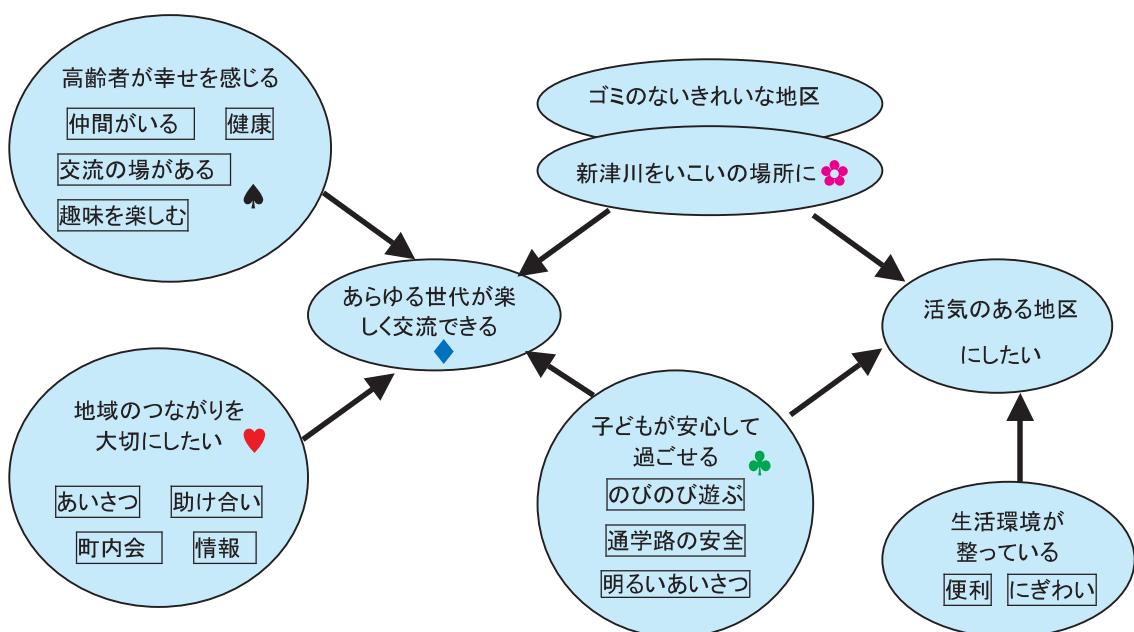
*

*

こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆自然豊かな楽しい東部をつくろう



アイデアをかなえていこう

♠ 高齢者が幸せを感じる

- ・趣味を持っている人を先生にして、町内のサロンで勉強会（講習会）をしたい
- ・いつでも、誰でも集まれる場所があるといい
- ・計画的・継続的に楽しい会があるといい

❤️ 地域のつながりを大切にしたい

- ・1人暮らしの親（高齢者）を支える方法を考えよう
- ・ご近所の助け合いがあるといい（介護・災害時・日常）
- ・地域のボランティアを増やしたい
- ・経験を生かしたボランティア活動をしたい

◆ あらゆる世代が楽しく交流できる

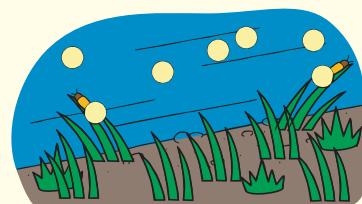
- ・高齢者のサロンで子どもとの交流をしたらいい
- ・歌で世代間交流をしたい
- ・地域の宝探しや出会いの場になればいい

♣ 子どもが安心して過ごせる

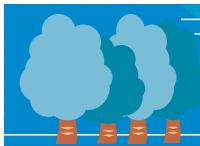
- ・子どもが安心して遊べるようにするための見守りパトロール

✿ 新津川をいこいの場所に

- ・新津川をきれいにしよう（ホタルの舞う川、サケの遡上する川をめざして）
→環境保全→温暖化防止



*



*

阿賀浦地区



地区の特色

- ◇保育所から高校までそろっている文教の地区である
- ◇古い歴史と新しい町が混在している
- ◇緑、田んぼ、川、自然が多く、人々が温かい地域である

総人口
3,994人

世帯数
1,307世帯

自治会数
5

年少人口
(14才以下)
668人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
906人
383人

高齢化率
22.7%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

- ドミノ大会
- 阿賀野川クリーン、グリーン作戦
- 壮年野球大会

【いきいきサロン・茶の間】

- いきいきサロン大安寺
- うぐいすの会
- 東町いきいきサロン

【子育てサロン】

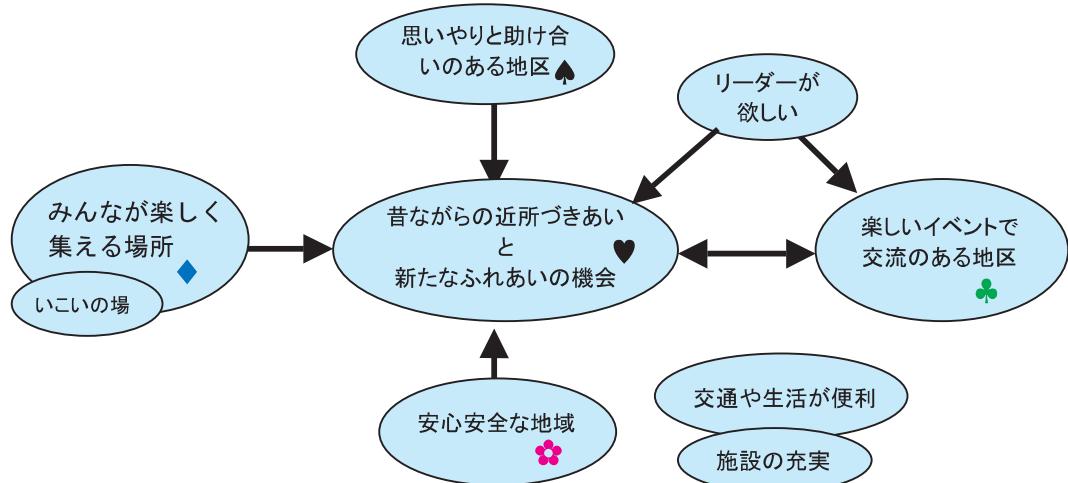
- 新金沢町子育てサロン

*

こんな地区になりたい

* 福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆やすらぎのある阿賀浦



アイデアをかなえていこう

♠ 思いやりと助け合いのある地区

- ・一声運動でご近所づきあいをしよう
- ・ご近所で「なじらねっと」を進めよう

♥ 昔ながらの近所づきあいと新たなふれあいの機会

- ・あいさつ運動は名前を呼ぼう
- ・笑顔であいさつをする
- ・高齢者とお話をしよう

♦ みんなが楽しく集える場所

- ・気楽に集まれる地域の茶の間があるといいな
- ・茶のみ友達を作って井戸端会議で近所づきあいの場を作ろう

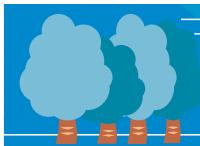
♣ 楽しいイベントで交流のある地区

- ・地区で盆踊り大会をしよう
- ・行事を通じて語り合う機会を作れるといいな
- ・高齢者と子どもがゲームをしよう
- ・公民館で輪投げ、ビー玉、国取ゲーム等をして一緒に楽しみたい
- ・となり近所でバーベキューをしよう
- ・いも煮会、家族菜園で交流しよう

♡ 安心安全な地域

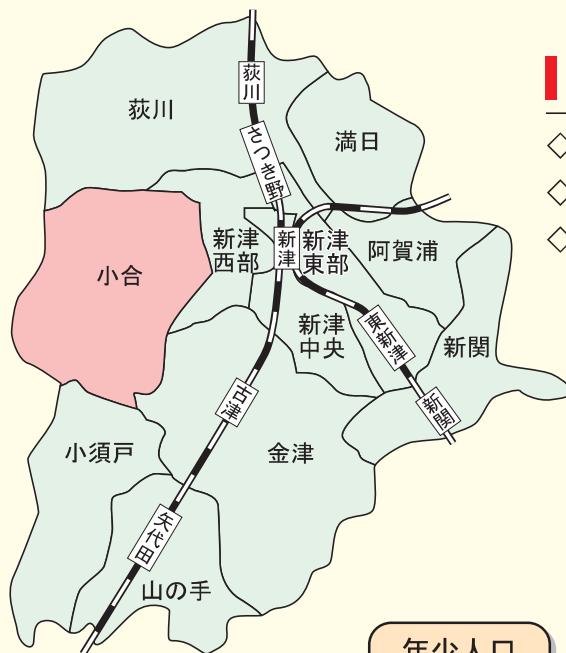
- ・災害時用に大きなスピーカーを設置しよう





*

小合地区



地区の特色

- ◇花・緑・水・空気を大切にする地域
- ◇子どもが好き 人柄が良い 団結力がある
- ◇伝統文化を大切にする地区

総人口
4,161人

世帯数
1,117世帯

自治会数
14

年少人口
(14才以下)
483人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
1,201人
655人

高齢化率
28.9%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

○芸能発表会

○健康料理講習会

○敬老の集い

○高齢者ふれあい交流会

○文化講演会

○高齢者教養学級

○クリーン作戦

○花壇整備

○自主防災訓練

○スポーツ教室

【いきいきサロン・茶の間】

○にぎやかサロン

○大鹿ふれあいサロン

○さくら会

○あやめ会

○子成場いきいきサロン

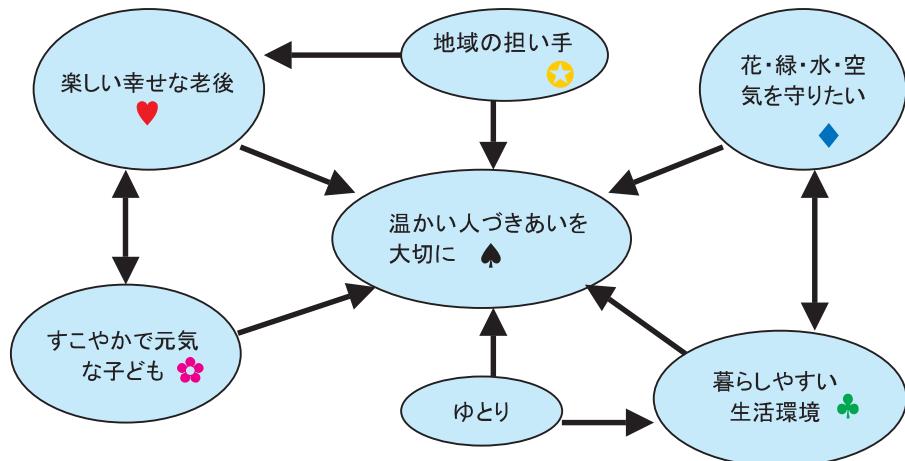
○梅ノ木・小屋場いきいきサロン

*

こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆花いっぱい みんな集まれ 小合地区



アイデアをかなえていこう

♠ 温かい人づきあいを大切に

- ・保育園や学校との交流をしたい
- ・防犯や見守りのため隣近所と交流しよう
- ・「なじらねっと」の輪を広げよう

♥ 楽しい 幸せな老後

- ・いきいきサロンをPRして参加者や場所を増やしたい

◆ 花・緑・水・空気を守りたい

- ・花壇整備は世代参加で取り組もう
- ・花いっぱい運動を全世帯で
- ・子どもの時から環境に关心を持とう

♣ 暮らしやすい生活環境

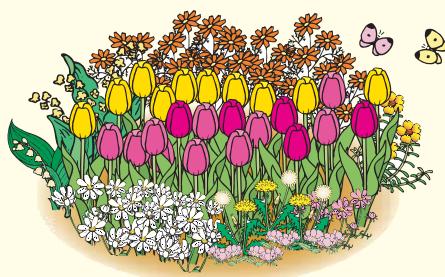
- ・自主防災組織の強化
- ・自主防災組織による災害時支援
- ・集落間の防犯灯設置

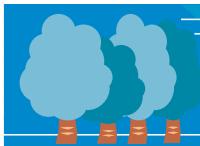
✿ すこやかで元気な子ども

- ・子どもの登下校時に園芸業者の協力で防犯パトロールをしよう

★ 地域の担い手

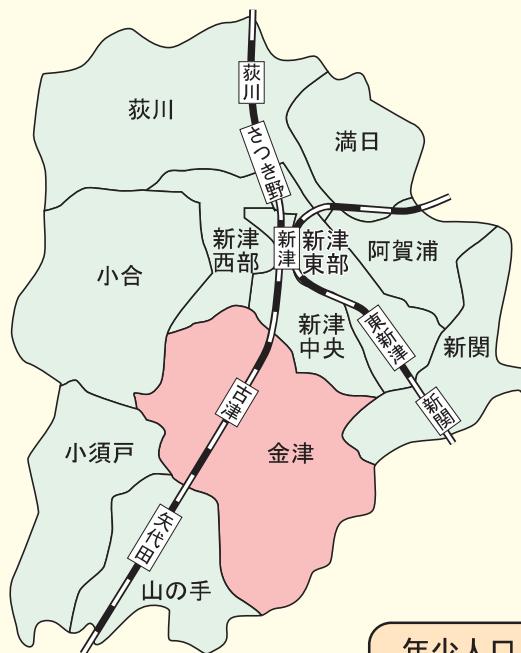
- ・地域ぐるみで結婚問題について話し合おう
- ・若者の地域間交流をしよう
- ・若者が集う小合を目指そう
- ・仕事や生活パターンの改善をしよう





*

金津地区



地区の特色

- ◇長い歴史と団結力のある地区
- ◇里山公園や植物園など自然を生かした施設がある
- ◇教育熱心な地区
- ◇金津中学校の総合学習で地域住民が指導者として参加している

総人口
7,565人

世帯数
2,542世帯

自治会数
11

年少人口
(14才以下)
857人

高齢者人口
(65才以上)
1,818人
(内75才以上)
957人

高齢化率
24.0%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

- 金津中総合学習の指導
- 石油の里周囲の草刈り奉仕
- 地区民大運動会
- 歩け歩け運動

【いきいきサロン・茶の間】

- 長月の会
- ふじサロン
- サロンさくら

【子育てサロン】

- 子育てサークルフルーツ
- ちびっこサークル

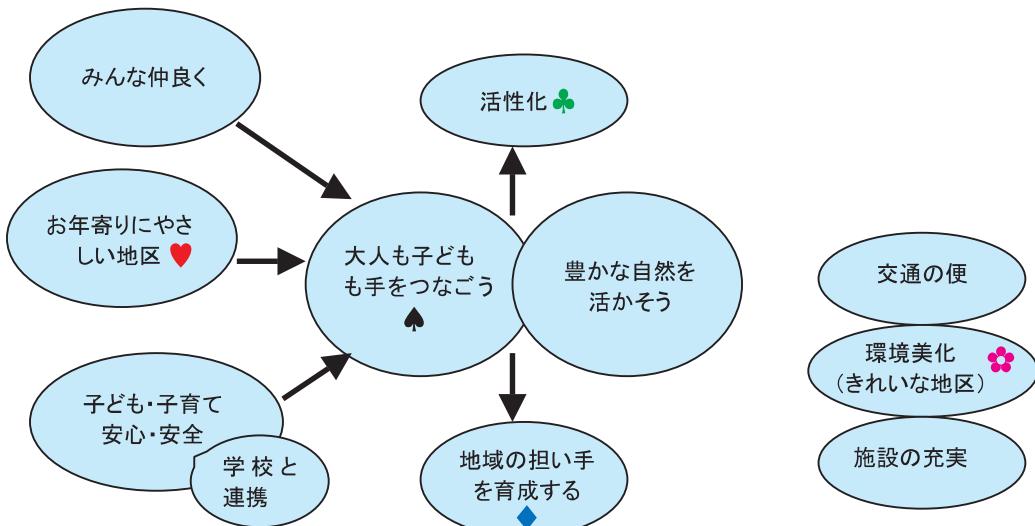
*



こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆金津みんな家族



アイデアをかなえていこう

♠ 大人も子どもも手をつなごう

- ・親子で参加する行事をたくさん作り、仲間をつくる
- ・伝統やふれあいの行事にみんなで参加する
- ・放課後、お年寄りと子どもが集まれる場所を検討したい

♥ お年寄りに優しい地区

- ・一人暮らしの方の定期的な見回りをする（なじらねっと）
- ・民生委員の協力者が地域に5～6人いればいい

◆ 地域の担い手を育成する

- ・総合学習で地域と生徒のつながりを強くする
- ・金津の伝統的気質(質実剛健、教育)を伝えていきたい
- ・植物園や里山にガイドボランティアがいたらいい

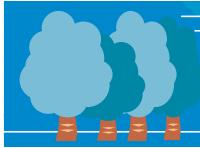
♣ 活性化

- ・おまつり(コミセンまつり)を全員参加で行う
- ・自然を活かしたアスレチックがあればいい

✿ 環境美化（きれいな地区）

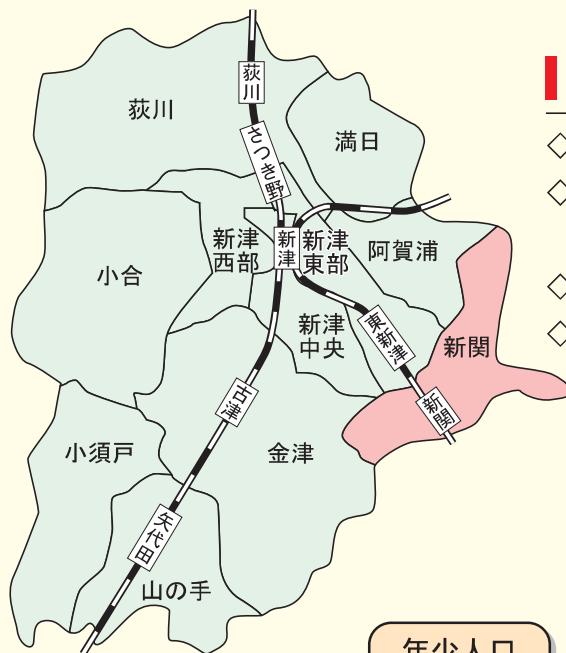
- ・カラス対策をみんなで考える
- ・水辺を整備して、維持管理は当番制にしたらどうだろう





*

新関地区



地区の特色

- ◇緑に囲まれた地区
- ◇三本の川に囲まれ、その水で豊かな田んぼの中の地区
- ◇お年寄りや子どもがお互いに挨拶のできる地区
- ◇にぎやかな人が多い

総人口
2,166人

世帯数
659世帯

自治会数
9

年少人口
(14才以下)
215人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
721人
463人

高齢化率
33.3%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

- 世代間交流料理教室
- 世代間交流昔の遊び
- 新関ふれあいまつり
- ふれあい運動会
- 健康ウォーク
- 里山ウォーク
- 史蹟めぐり
- 散歩でパトロール
- 自主防災訓練

【地区社会福祉協議会】

- 七夕ふれあい福祉のつどい (コミ協と共催)

【いきいきサロン・茶の間】

- 新関地域の茶の間 (特別養護老人ホームこぐち苑と交流)
- 小口げんき会
- 六郷ひさごお茶の間サロン
- 健康講座
- 大関いきいき運動

【町内会・自治会】

- 花いっぱい運動

【ボランティアグループ】

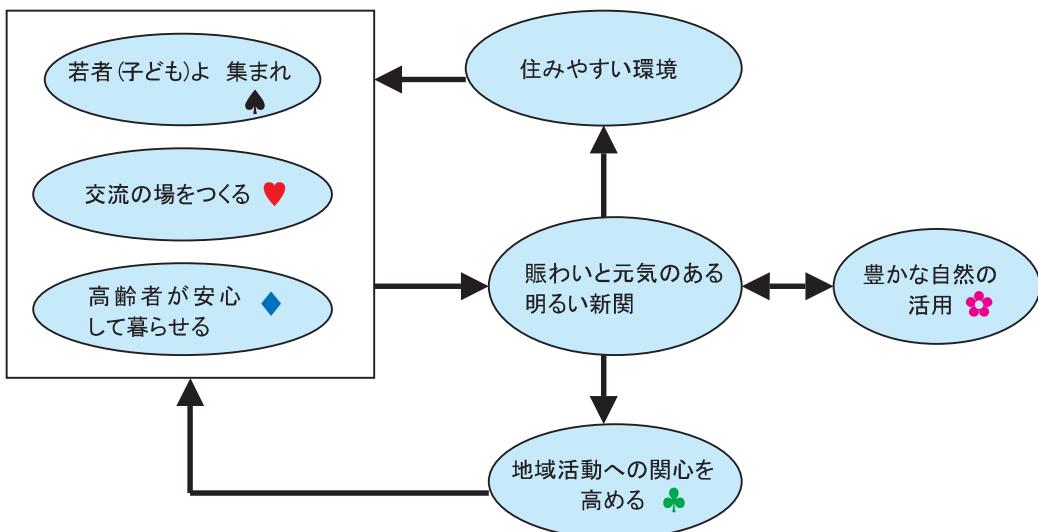
- 「楽しい輪」有志会

*

こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆笑顔いっぱい 元気いっぱい 夢いっぱい



アイデアをかなえていこう

♠ 若者よ集まれ

- ・若者の意見を聴くため、若い人との意見交換会を検討しよう
- ・お見合いツアーをやったらどうか
- ・新関地区、新津第五中学生の「よさこい」を通じ交流を深めよう

♥ 交流の場をつくる

- ・施設入居者と地域住民との交流をすすめる
- ・地域全体で楽しめる行事を考えていきたい

◆ 高齢者が安心して暮らせる

- ・近所の高齢者の手助けをしていきたい

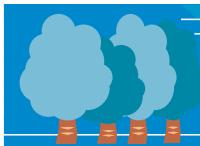
♣ 地域活動への関心を高める

- ・新関踊りを作ろう 踊りの輪を広めよう
- ・「新関の木」を決め、植樹しよう
- ・集落ごとにグループ作り地域活動をすすめたい
- ・意見箱があるといい

✿ 豊かな自然の活用

- ・小口観音山をいこいの場にしたい
- ・里山に咲いている花を増やしたい
- ・小口山の里山ウォーキングを広めよう





*

小須戸地区



地区の特色

- ◇小さな地域で、みんな顔見知り
- ◇花がある、緑がある、なんといっても人情が厚い
- ◇障がい者にやさしい気持ちがあるまち
- ◇エコタウンこすど

総人口
5,875人

世帯数
1,761世帯

自治会数
48

年少人口
(14才以下)
719人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
1,611人
812人

高齢化率
27.4%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

○生ごみ処理プラント

○防災訓練

○防犯パトロール

【地区社会福祉協議会】

○ふれあい昼食会

○おせち料理配達に協力

【いきいきサロン・茶の間】

○ことぶきの茶の間

○横川浜の茶の間

○新保の茶の間

【子育てサロン】

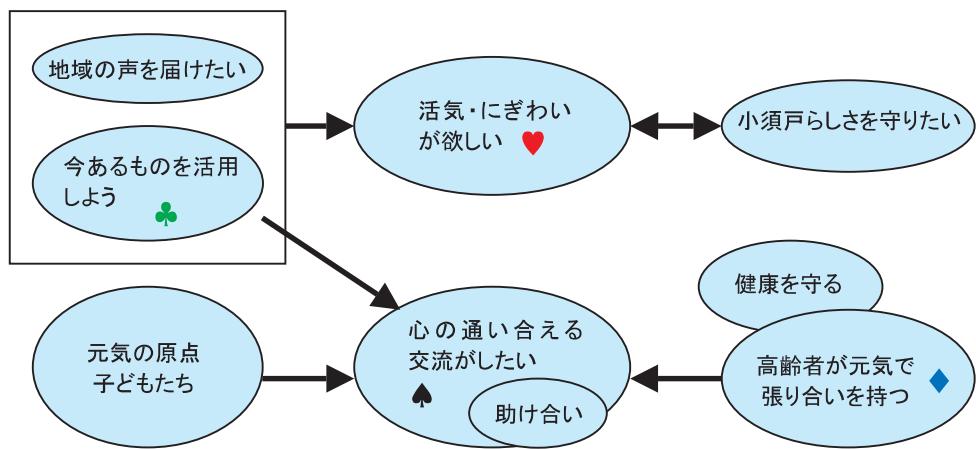
○子育て支援グループ fu. wa. ri

*

こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆みんなで種まき みんなで収穫



アイデアをかなえていこう

♠ 心の通い合える交流がしたい

- ・地域の茶の間を増やしたい
- ・子どもに遊び方を教えられたらいいな
- ・障がいのある人もない人も同じステージで交流したい
- ・コミュニティカフェを検討しよう（気軽に立ち寄る、悩み相談、障がい者の就労）
- ・地域の支え合い活動（あったかネットワーク）を続けていく
- ・高齢者の交通手段を検討しよう(タクシー乗合、運転ボランティア)
- ・地域ぐるみであいさつ運動を盛り上げたい（中学生と高齢者を中心に展開したい）

❤️ 活気・にぎわいがほしい

- ・まつりはみんなで盛り上げよう
- ・親水公園にバーべキュー広場があったらいい
- ・地元に葬儀会館があったらいい
- ・独自のイベントで地区を盛り上げたい



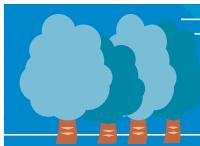
♦ 高齢者が元気で張り合いを持つ

- ・楽しく歌うサークル(歌いま専科)や俳句同好会を広める
- ・高齢者が稼げる具体策があればいい
- ・高齢者同士が呼びかけあって交流するためのネットワークが欲しい
- ・歩道を整備してジョギングやウォーキング大会を企画したい

♣ 今あるものを活用しよう

- ・花とみどり館を活用したい（1F：喫茶, 2F：ケーキ作り・パッチワーク）
- ・小学校の空き教室で子供たちとヨガ教室を続けていきたい
- ・生ゴミ処理プラントを利用したエコ教育の発展を図りたい

*



*

山の手地区



地区の特色

- ◇新潟市の中で、里山に一番近い駅がある
(矢代田駅)
- ◇山沿いの集落と新興住宅地がひとつに団結しようとしている
- ◇自主防災組織の結成率が100%である

総人口
4,329人

世帯数
1,365世帯

自治会数
17

年少人口
(14才以下)
607人

高齢者人口
(65才以上)
(内75才以上)
1,051人
552人

高齢化率
24.3%

(平成20年3月末現在)

地域ではこんな福祉活動を行っています

【コミュニティ協議会】

- ふれあい夏まつり
- 林道不法投棄ゴミ回収
- 合同防災訓練
- 矢代田駅周辺の防犯パトロール
- 児童の登下校見守り

【地区社会福祉協議会】

- ふれあい昼食会
- おせち料理配達に協力
- 矢代田公会堂の茶の間
- 矢代田第5自治会の茶の間

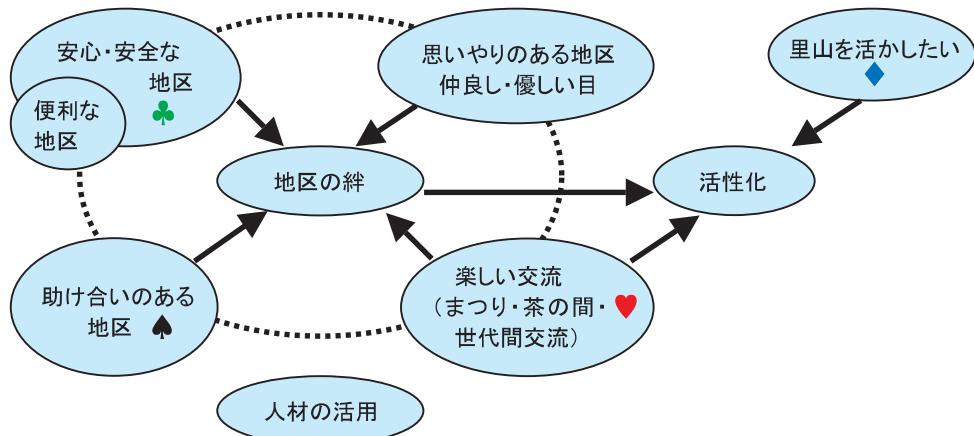
【いきいきサロン・茶の間】

*

こんな地区になりたい

福祉懇談会の意見をイメージ図と
アイデア（文章）でまとめました

☆小さく産んで 大きく育てる



アイデアをかなえていこう

♠ 助け合いのある地区

- ・困ったときに支えてくれる仕組みを作りたい
- ・ご近所さんが仲の良い地区にしたい
- ・一人暮らし高齢者の見守り、生活支援事業の継続（あったかネットワーク）
- ・助け合いのポイント制を検討しよう
- ・目に見える取り組みを進めよう

♥ 楽しい交流

- ・地域の茶の間を増やそう
- ・山の手が一つになって燃えるような祭りをしよう
- ・赤ちゃんを通してヤングママとの交流をはじめよう

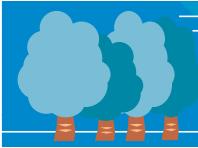
◆ 里山を活かしたい

- ・里山の魅力（癒し、自然の美しさ、健康、野鳥）をPRしよう
- ・大沢公園内の小川の水量を確保するため、横井戸を掘ってみたらどうだろう

♣ 安心・安全な地区

- ・子どもの安全を守るために
セーフティスタッフの活躍をすすめよう
- ・街灯の数がふえるといいな





* 第5章 計画の推進のために

基本目標の実現を目指し、次の視点を踏まえて取り組み、計画を推進していくことが必要になります。

1 住民の主体的参加の促進

年齢や障がいの有無などに問わらず、誰もが地域で一緒に生活をする住民の一人として、自ら地域の問題や課題に目を向け、その解決のための活動に主体的に参加していくよう、社会福祉協議会*と協働して、地域活動の担い手であるコミュニティ協議会や各種団体等の支援に努めます。

2 多様な担い手の協働と連携

多様化・複雑化する保健福祉に関するニーズに柔軟に対応するため、行政だけでなく多様な民間が担い手となり、各々の特性を生かしながら、これらと行政とが協働し、地域における一人ひとりのニーズに対応する活動体制づくりが重要です。そのため、地域内の人材活用を促し、地域保健福祉に関する活動を行っている区内の団体、ボランティア団体・NPO*、民生委員児童委員、福祉施設・関係機関、企業等、様々な担い手との役割分担の明確化と協働・連携を図りながら計画の推進に努めています。

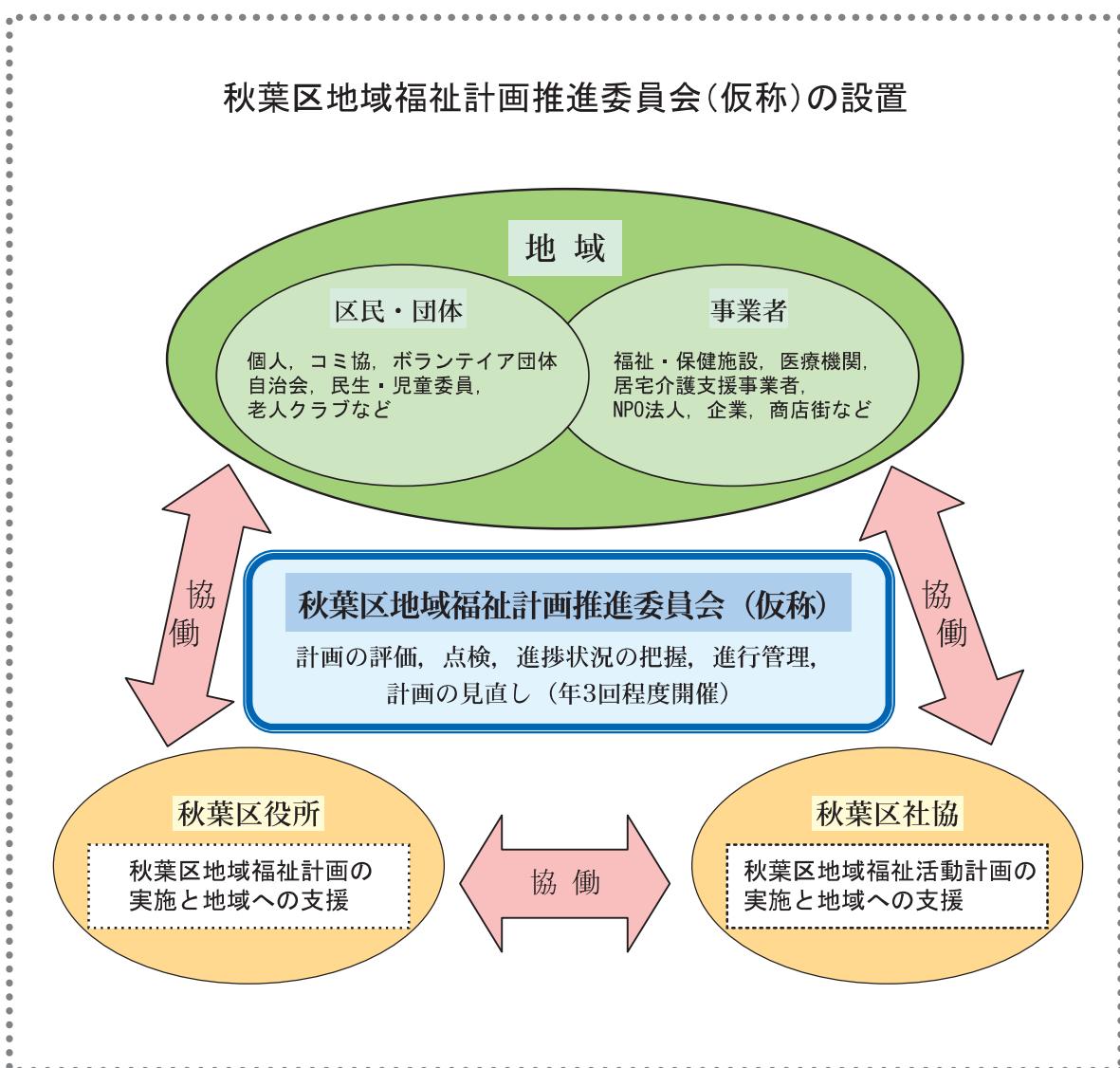
3 社会資源の有効活用

地域内には官民を合わせ様々なサービスや施設などの社会資源があります。既成概念に捉われず、官民それぞれの特色・利点を見出し、地域内の社会資源を有効に活用するための地域独自の知恵と工夫を発揮することが重要です。こうした地域の創意工夫による地域保健福祉活動やサービス展開の支援に努めます。

4 計画の評価

本計画を推進していくため、区役所関係部署等や関係機関・団体等による計画推進組織を設置し、積極的に情報交換や検討等を行うとともに、社会福祉協議会と行政が協働し、地域住民や福祉関係者等の意見収集に努め、計画の点検、評価、見直しを行います。

秋葉区地域福祉計画推進委員会(仮称)の設置



資料編

目 次

1. 計画策定関係資料	1
(1) 計画の策定経過	1
(2) 地域福祉計画策定委員会設置要綱	2
(3) 地域福祉計画策定委員名簿	3
(4) 福祉懇談会の概要	4
2. 新潟市福祉のまちづくりアンケート結果から	7
3. 統計データからの秋葉区の現状	14
(1) 人口など概況	14
(2) 子ども・子育て分野	15
(3) 高齢者分野	18
(4) 障がい者分野	20
4. 福祉関連施設等一覧	22
(1) 児童関連施設	22
(2) 障がい者関連施設	24
(3) 高齢者関連施設	27
5. 地域福祉の活動状況	31
(1) 社会福祉協議会の主な活動状況	31

* 1 計画策定関係資料

(1) 計画の策定経過

	実施年月日	委員会の主な内容	その他の主な内容
3月	平成20年3月18日	第1回策定委員会 ○委員の委嘱 ○委員長・副委員長の選任 ○計画策定の趣旨説明 ○今後のスケジュール	「新潟市福祉のまちづくりアンケート調査」の実施
		 	◀策定委員会の様子
4月			
5月	平成20年5月20日	第2回策定委員会 ○計画の構成案 ○秋葉区の地域福祉の現状と課題 ○福祉懇談会の予定	↑ 福祉懇談会(ワークショップ) 11地区×2回
6月			
7月			↓ 地域課題の整理
8月	平成20年8月27日	第3回策定委員会 ○「新潟市福祉のまちづくりアンケート結果」の報告 ○福祉懇談会の実施結果 ○計画素案(地域福祉の課題, 基本目標, 基本方針)の検討① ○今後のスケジュールの修正	
9月			コミュニティ連絡協議会へ地域別計画素案の説明, 地域からの意見集約
10月	平成20年10月6日	第4回策定委員会 ○計画素案の検討②	
11月	平成20年11月12日	第5回策定委員会 ○計画素案の検討③	区自治協議会へ計画素案の報告, 意見聴取
12月			議会(委員会)中間報告 計画のパブリックコメントの実施
1月			↓
2月	平成21年2月18日	第6回策定委員会 ○パブリックコメントの結果報告 ○最終案の検討 ○今後の推進体制	区自治協議会へパブリックコメントの結果報告
3月			計画の公表





(2) 地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 秋葉区における地域の福祉を総合的に推進することを目的として、秋葉区地域福祉計画を策定するため、秋葉区地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、地域団体ならびに福祉関係団体からの推薦者、学識経験者などから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成21年3月31日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、会議で知り得た情報などを他に漏らさないよう努めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者に出席を要請し、資料の提出及び意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、秋葉区健康福祉課ならびに秋葉区社会福祉協議会に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(3) 地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
青池 彰子	地域包括支援センター新津管理者
朝比奈 富夫	荻川コミュニティ振興協議会副会長
池田 京子	食生活改善推進委員秋葉支部第4班理事
石澤 哲夫	秋葉区民生委員児童委員連絡協議会会长
石本 一男	知的障がい者更生施設満日の里園長
市嶋 範恵	秋葉区民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員
井上 敬吾	山の手コミュニティ協議会福祉部長
井上 康	歯科医師会秋葉区1班班長
大田 浩	秋葉区身体障害者福祉協会会长
小川 作榮	NPO法人お茶の間理事長（元移送ボランティア）
新藤 幸生	秋葉区青少年育成協議会会长
高橋 昌行	JR新津駅駅長
田村 日出雄	秋葉区老人クラブ連合会事務次長
樋口 栄子	NPO法人ヒューマン・エイド二十二副代表
広岡 優次	新津地区手をつなぐ育成会副会長
星 真人	精神障害者家族会あきはあすなろ会会长
宮崎 則男	特別養護老人ホームかんばらの里相談課長
村田 末子	地域でんしん見守りネットワーク見守り協力員
山口 高司	秋葉区ボランティア連絡協議会会长
影向 範昭	新潟薬科大学薬学部教授
吉田 久美子	子育てサポーター副代表
四柳 健二	小合地域コミュニティ協議会副会長
渡邊 守	秋葉警察署生活安全課長

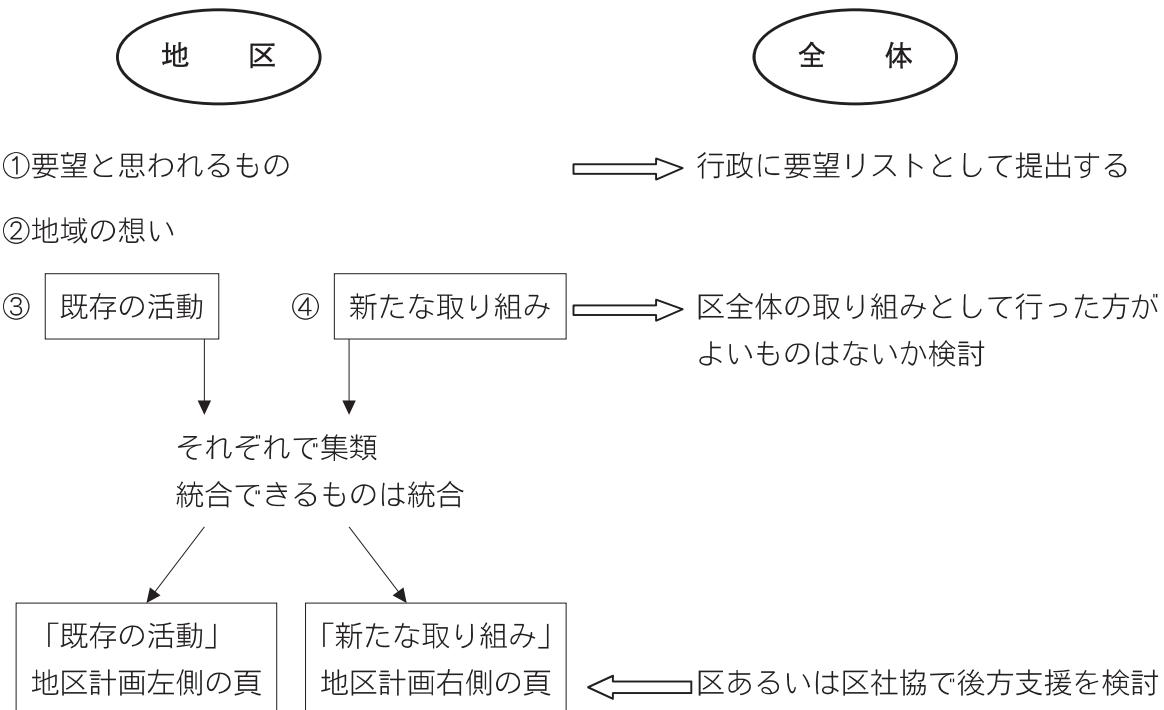


(4) 福祉懇談会の概要

◆第1回目テーマ「○○地区こんなだったらしいな」福祉懇談会のまとめ

- ・各地区の特色
- ・全体的な共通課題のまとめ

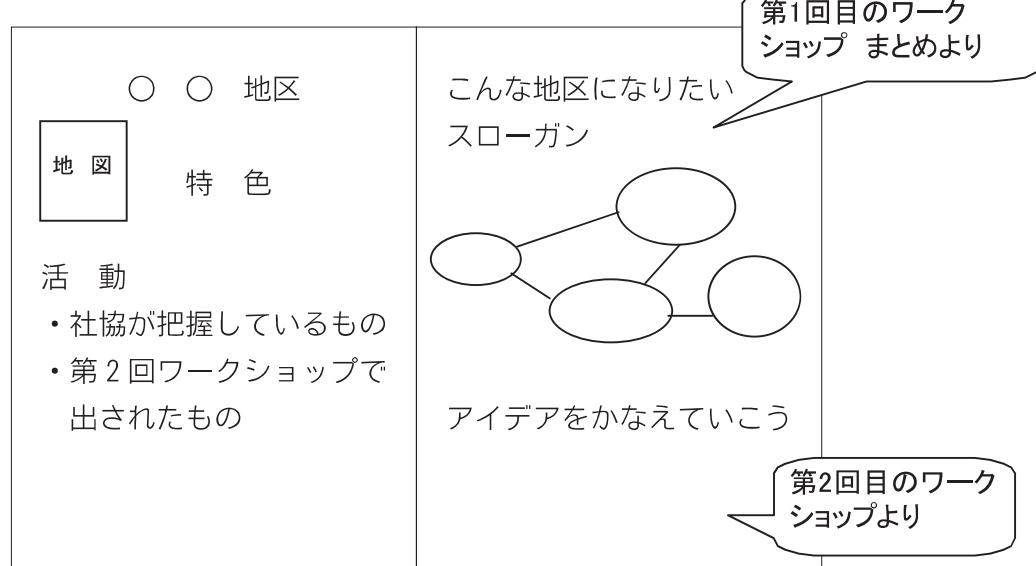
◆第2回目テーマ「みんなで夢をかなえよう」 福祉懇談会のまとめ方について



◆地域福祉計画 第4章 地域が目指すもの

※コミュニティを単位とした取り組みについて記述する

イメージ図



ワークショップ 福祉懇談会開催要綱

1. 目的

秋葉区では、平成19年度～20年度において秋葉区地域福祉計画を策定します。この中にコミュニティ協議会を範囲とする地区の声を拾い上げることを目的として、コミュニティ協議会ごとに福祉懇談会（以下「懇談会」という。）を開催します。

懇談会では、参加者同士が地域の中の現状や課題等について主体的に話し合うことで、今後の地域住民による助け合い・支え合いのきっかけづくりに資するとともに、その結果を地域福祉計画に盛り込むことにいたします。

2. 主催

秋葉区社会福祉協議会とコミュニティ協議会の共催

3. 開催時期

平成20年4月下旬～6月末

4. 対象地区

秋葉区内のコミュニティ協議会（11コミュニティ協議会）

5. 開催回数

コミュニティ協議会と協議のうえ、開催日時、場所を決定し、それぞれの地区で2回ずつ開催します。当日の所要時間は2時間程度を目安とします。

6. 開催場所

地区内の集会所等

7. 参加対象者及び人数

(1) 地区内の福祉に関心を持つ人で、コミ協と協議して20人程度を選任します。

(例) コミ協役員、自治会・町内会、民生委員、PTA、育成会、老人クラブ、ボランティアグループ、サロン・地域の茶の間、個人ボランティア、住民団体、介護者、高校生等

(2) 地区在住の一般市民からも参加者を募ることができます。（5名以内）

8. テーマ

第1回 「〇〇地区 こんなだったらいいなあ」

第2回 「みんなで夢をかなえよう」

9. 懇談会の進め方

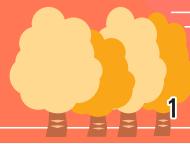
(1) 話し合いはワークショップという手法で行います。ワークショップとは、短時間で参加者からできるだけ多くの意見を引き出し、集約するのに適しています。

(2) ワークショップを円滑に進めるために、進行役は研修を受けた秋葉区社協職員及びボランティアが担います。

10. 役割分担

(1) 秋葉区社協：懇談会の企画、開催日時の調整、お茶・茶菓子の準備
ワークショップの進行、成果物（地区計画）のまとめ

(2) コミ協：開催日時の決定、会場確保、参加者の選任及び案内、開会挨拶
成果物（地区計画）の承認



平成20年 福祉懇談会参加状況

第 1 回

コミ協名	会 場	日 時	参 加 数	行政等	社 協	合 計
新津中央コミ協	本町2番館	6月12日(木) 19:00	19	3	4	26
新津西部コミ協	美幸町会館	6月7日(土) 13:30	21	3	4	28
荻川コミ協	荻川コミュニティセンター	6月6日(金) 18:00	38	2	7	47
満日コミ協	グリーンセンター	6月21日(土) 13:30	17	1	3	21
新津東部コミ協	勤労青少年ホーム	5月24日(土) 13:30	16	3	5	24
阿賀浦コミ協	地域学園	7月3日(木) 19:00	27	2	4	33
小合地域コミ協	小合コミュニティセンター	6月3日(火) 13:30	25	5	5	35
金津コミ協	金津コミュニティセンター	6月13日(金) 19:00	30	3	4	37
新関コミ協	新関中央集会所2階	5月25日(日) 13:30	17		4	21
小須戸小学校区コミ協	小須戸出張所 3階	6月6日(金) 19:00	9	2	4	15
山の手コミ協	ふれあい会館	6月14日(土) 19:00	12	3	4	19
参加者数合計			231	27	48	306

第 2 回

コミ協名	会 場	日 時	参 加 数	行政等	社 協	合 計
新津中央コミ協	本町2番館	6月19日(木) 19:00	13	2	4	19
新津西部コミ協	美幸町会館	7月13日(日) 13:30	24	1	6	31
荻川コミ協	荻川コミュニティセンター	7月12日(土) 18:00	22	2	6	30
満日コミ協	グリーンセンター	6月29日(日) 13:30	12	2	3	17
新津東部コミ協	勤労青少年ホーム	5月29日(木) 13:30	12	2	5	19
阿賀浦コミ協	地域学園	7月18日(金) 19:00	22	2	4	28
小合地域コミ協	小合コミュニティセンター	6月17日(火) 13:30	14	2	5	21
金津コミ協	金津コミュニティセンター	6月20日(金) 19:00	20		4	24
新関コミ協	新関中央集会所2階	6月15日(日) 13:30	14		4	18
小須戸小学校区コミ協	小須戸出張所 3階	6月19日(木) 19:00	12		4	16
山の手コミ協	ふれあい会館	6月28日(土) 19:00	8	2	3	13
参加者数合計			173	15	48	236

総合計(第1回+第2回)	404	42	96	542
--------------	-----	----	----	-----

* 2 新潟市福祉のまちづくりアンケート結果から

「福祉のまちづくりアンケート」の調査について

この調査は地域における市民の福祉面での実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、区地域福祉計画策定の貴重な資料を得ることを目的として実施されました。

- ・実施期間 平成20年3月14日～3月31日
- ・対象者 8,000人（住民基本台帳により無作為抽出）うち秋葉区 781人
- ・有効回答数 4,917人 回答率61.5% うち秋葉区 492人 63.0%

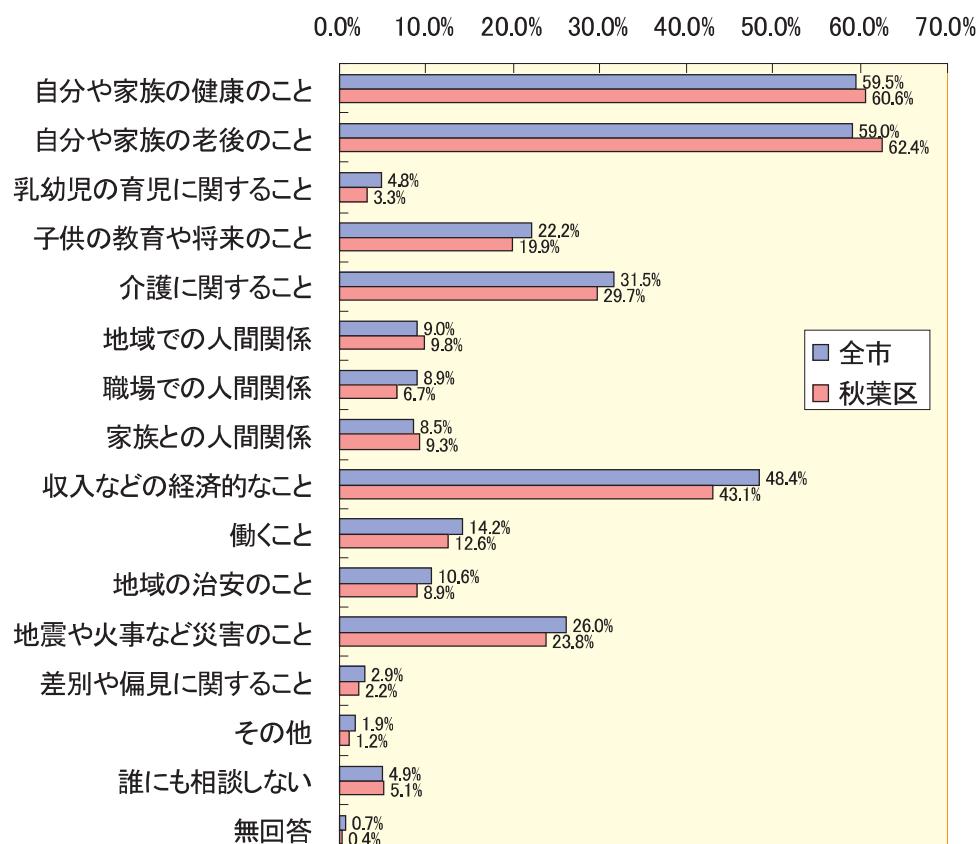
「福祉のまちづくりアンケート」による主な結果について

1. 日頃の生活での悩みや不安

(1) 悩みや不安を感じている事柄

問 あなたは、日頃の生活の中でどのような悩みや不安を感じていますか。（○はいくつでも）

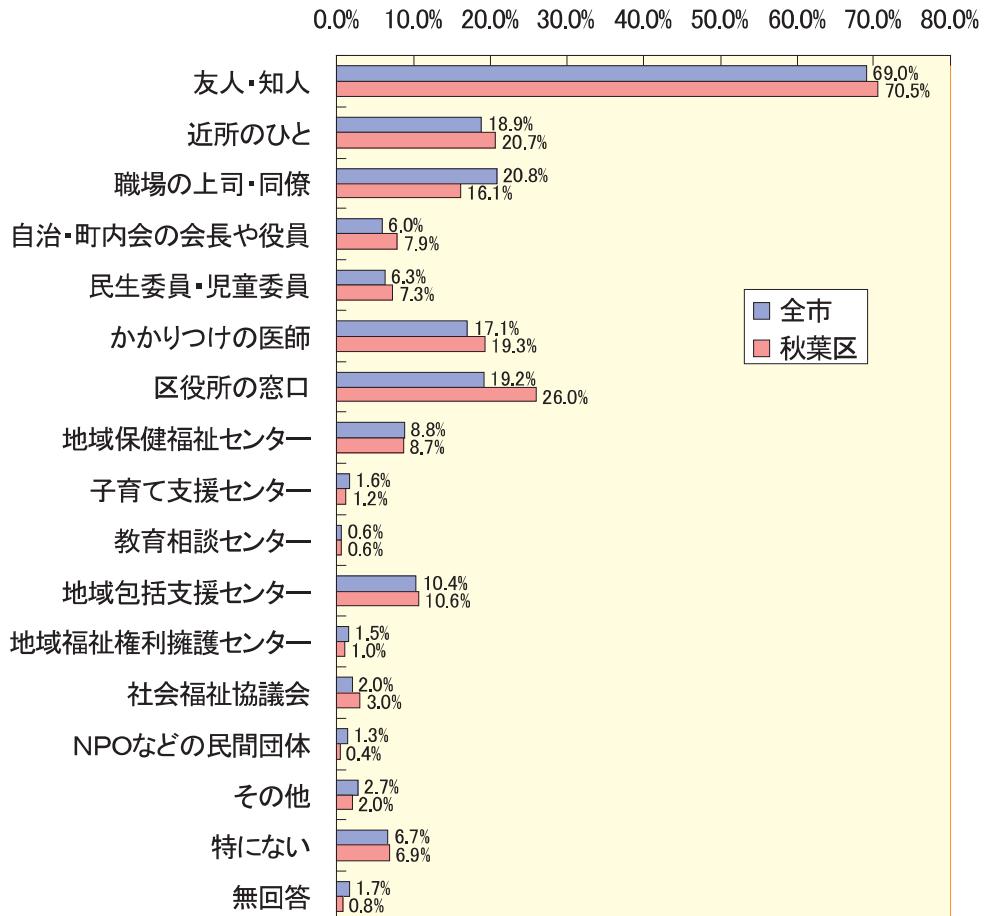
- ・全市では、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」の順になっているが、秋葉区では「自分や家族の老後のこと」の割合が最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」になっている。この2項目を6割以上的人人が挙げている。



(2) 家族や親戚以外の相談相手

問 あなたは、普段の暮らしへ何か困ったことがおきた場合、「ご家族やご親戚以外」などなに相談することになると思いますか。(○は3つまで)

- ・秋葉区も全市と同じで、「友人・知人」の割合が最も高く7割を占めている。次いで、「区役所の窓口」、「近所のひと」の順で続いている。

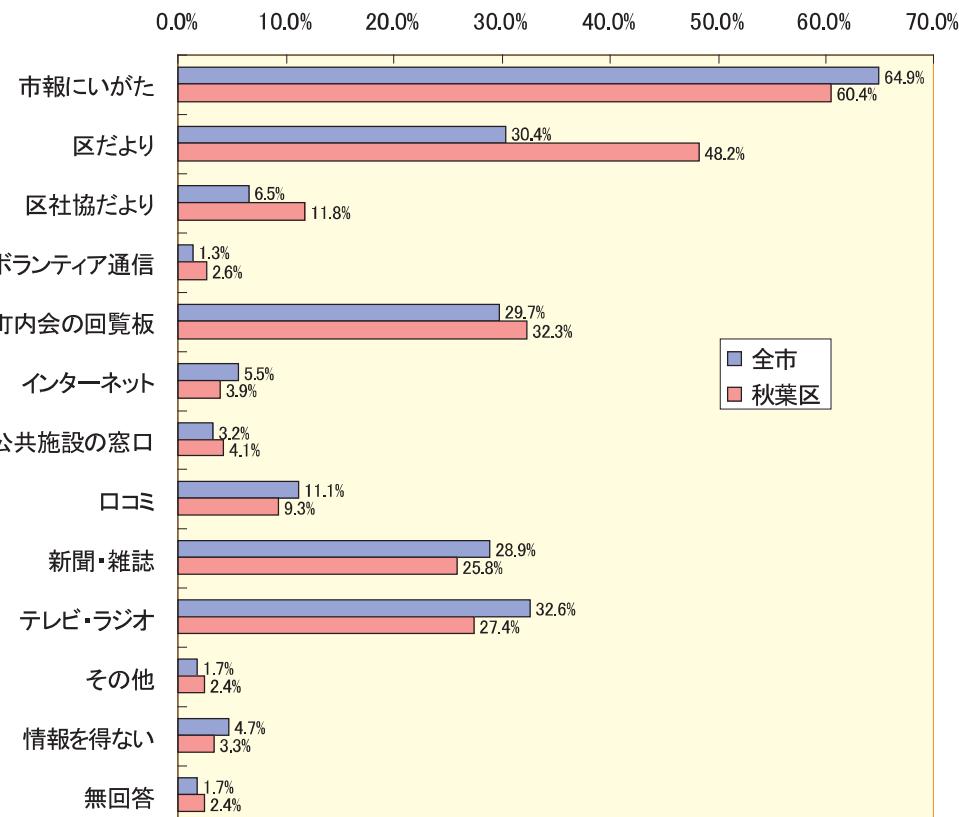


2. 福祉及び地域活動

(1) 地域活動やボランティア活動の情報取得媒体

問 あなたは、保健や福祉に関する地域活動やボランティア活動の情報をどのように手段で得ることが多いですか。(○は3つまで)

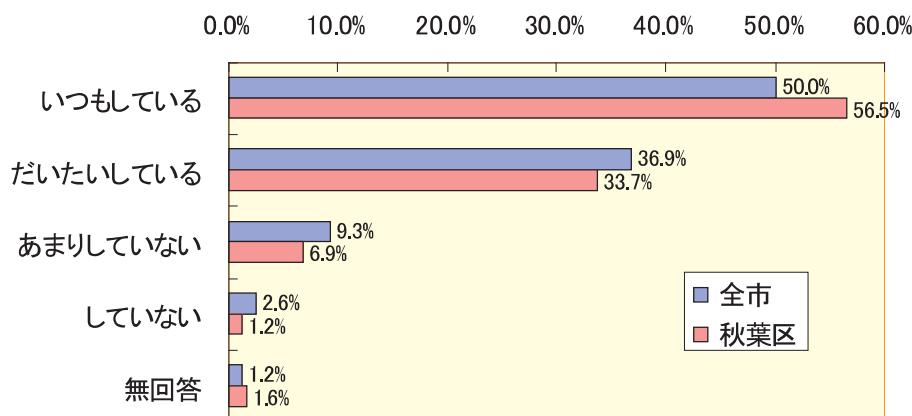
- ・秋葉区も全市と同じで「市報にいがた」の割合が最も高く6割を占めている。次いで、「区だより」、「町内会の回覧板」の順で続いている。

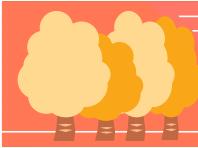


(2) 近所同士の挨拶

問 あなたは、ご近所同士で、挨拶はよくしていると思いますか。(○は1つだけ)

- ・秋葉区も全市と同じで、「いつもしている」が最も高く、次いで、「だいたいしている」が続いている。この2項目で9割を占めている。

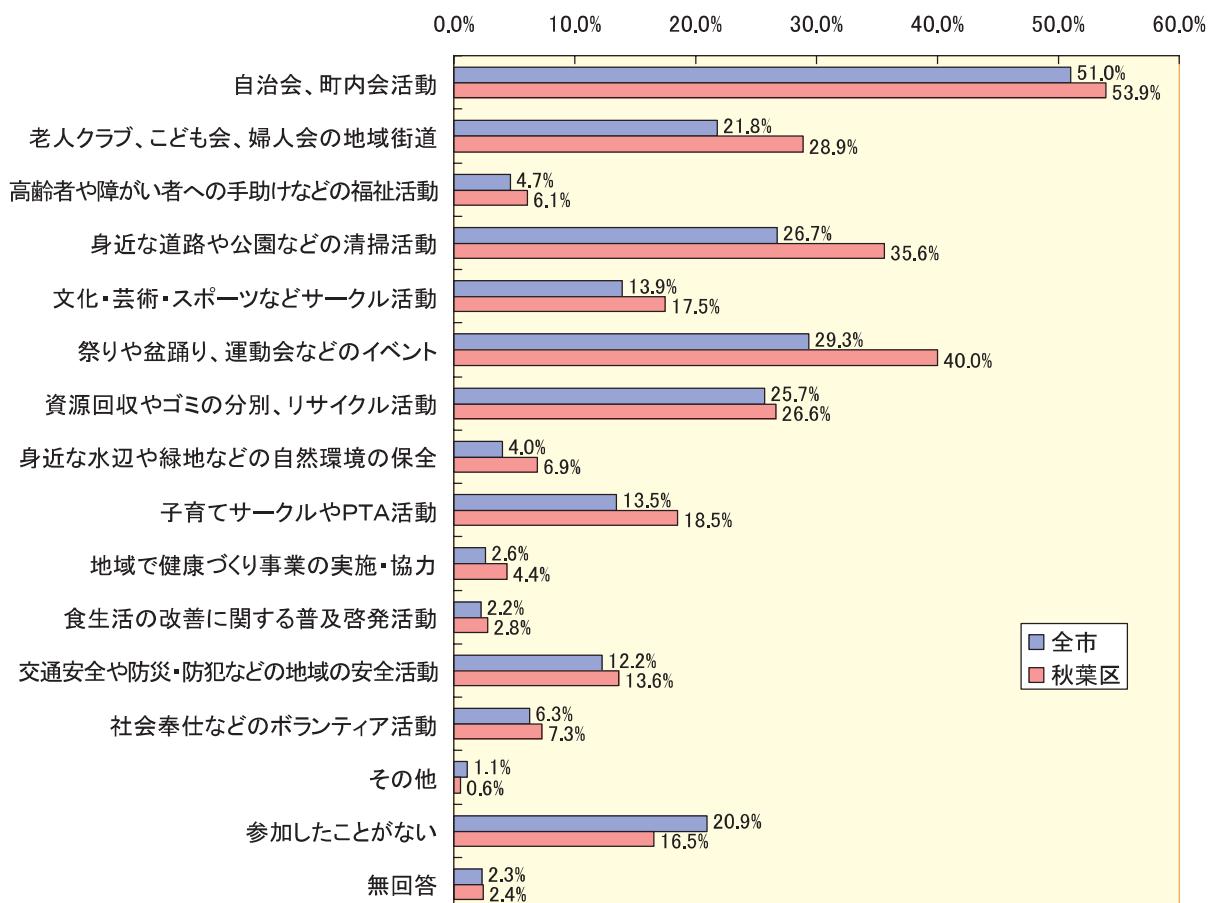




(3) 地域活動への参加状況

問 あなたは、地域で行われている以下の活動に参加している、または参加したことがありますか。参加している・参加したことがある活動に○をつけてください。(○はいくつでも)

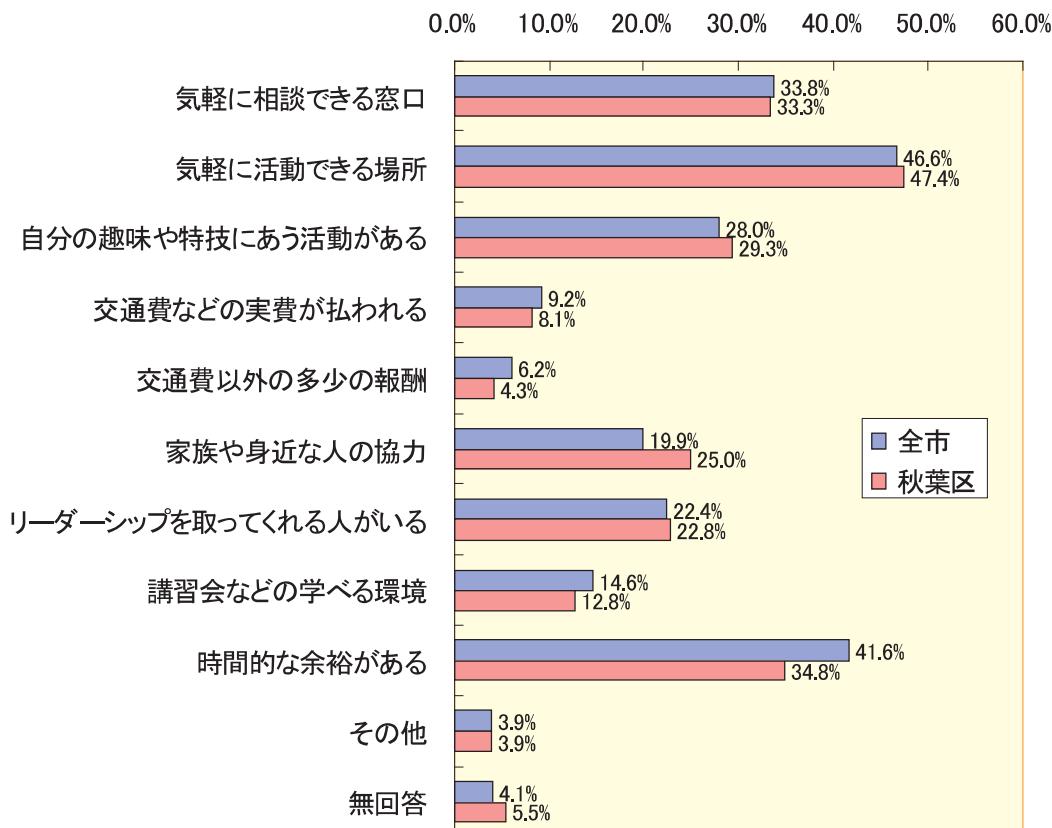
- 秋葉区も全市と同じで、「自治会・町内会活動」の割合が最も高く5割を占めている。次いで、「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」、「身近な道路や公園などの清掃活動」の順で続いている。



(4) 地域活動やボランティア活動に積極的に参加するための必要条件

問 あなたは、地域活動やボランティア活動に積極的に参加するために何が必要だと考えますか。(○は3つまで)

- ・秋葉区も全市と同じで、「気軽に活動できる場所」の割合が最も高く5割近くを占めている。次いで、「時間的な余裕がある」、「気軽に相談できる窓口」の順で続いている。

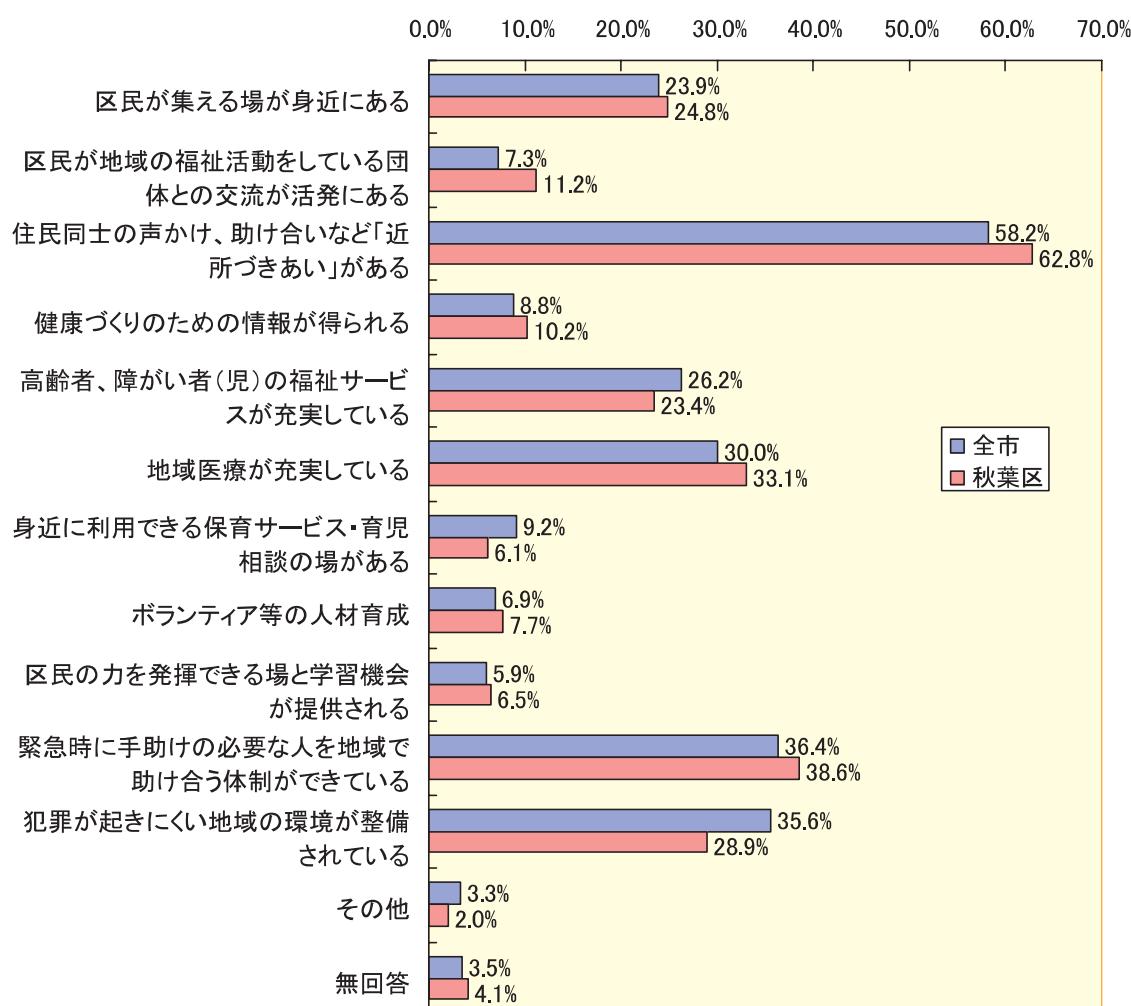




(5) より住みやすい地域となるための必要条件

問 あなたの住む地域を、より住みやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

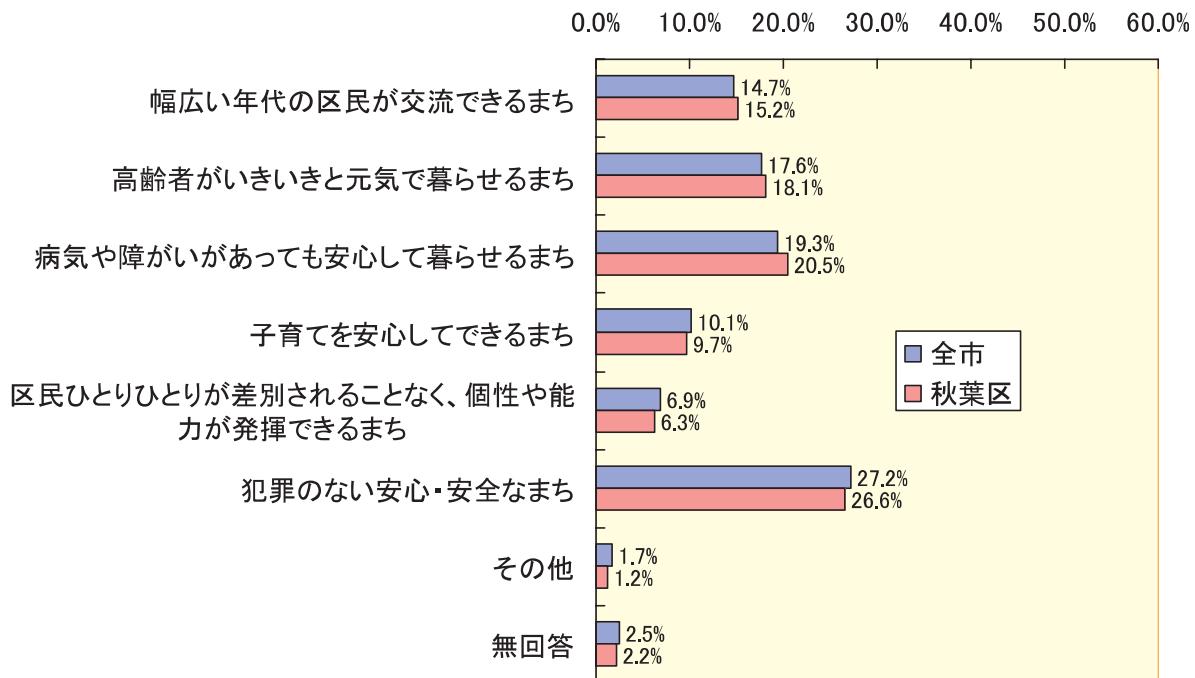
- ・秋葉区も全市と同じで、「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」を挙げた人が最も多く6割を占めている。次いで、「緊急時に手助けの必要な人を地域で助け合う体制ができている」、「地域医療が充実している」の順で続いている。



(6) どのような地域になれば住みやすいと考えるか

問 あなたは、住む地域が今後どのような地域になれば住みやすいと思いますか。(○は1つだけ)

- ・秋葉区も全市と同じで、「犯罪のない安心・安全なまち」がトップで3割弱を占めている。次いで、「病気や障がいがあっても安心して暮らせるまち」、「高齢者がいきいきと元気に暮らせるまち」の順で続いている。

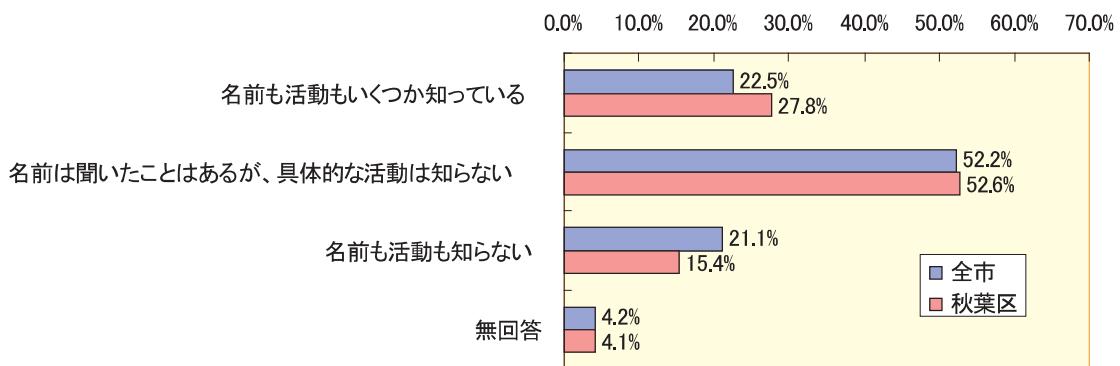


3. 社会福祉協議会

(1) 名前及び活動の認知度

問 あなたは、地域の福祉推進を図るために諸活動を行なっている社会福祉協議会という組織をご存知ですか。(○は1つだけ)

- ・秋葉区も全市と同じで、「名前は聞いたことはあるが、具体的な活動は知らない」が最も多く5割を超えている。次いで、「名前も活動もいくつか知っている」が3割弱で全市を上回っている。





* 3 統計データからの秋葉区の現状

計画策定の基礎データとした区の現状を示す主な資料は次のとおりです。

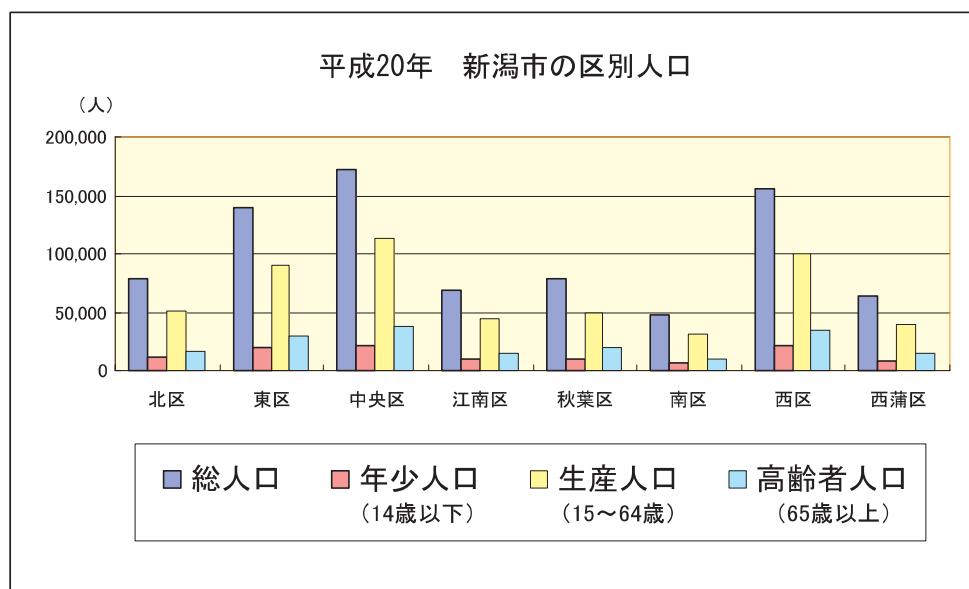
(1) 人口など概況

◎出生数及び高齢化率

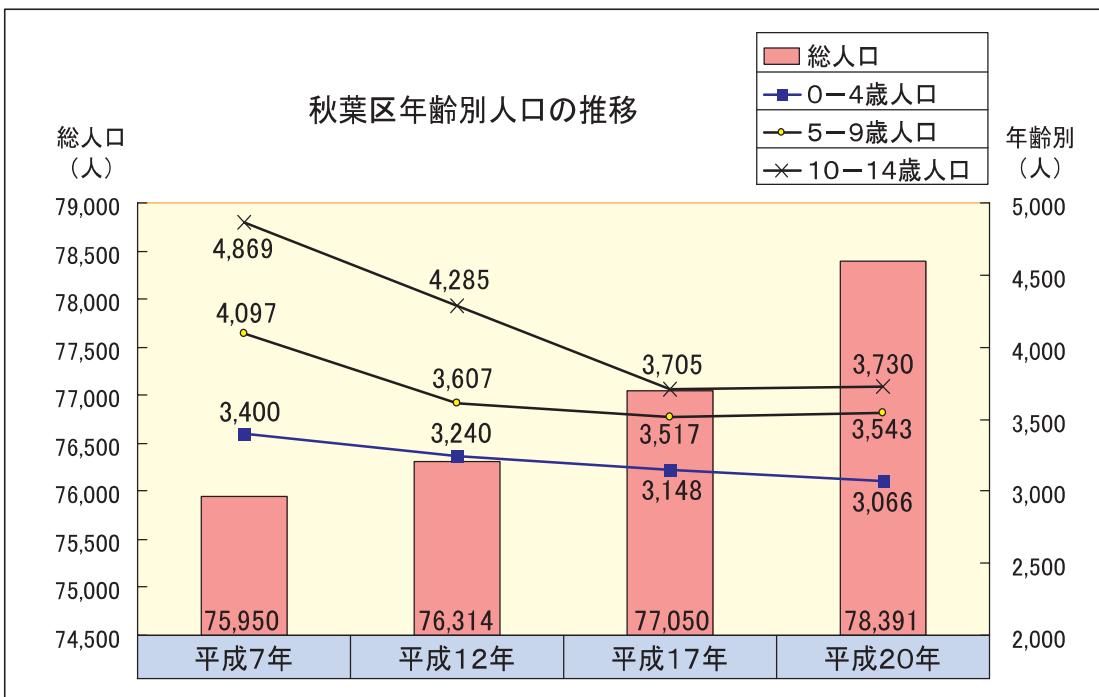
(単位：人、世帯)

市・区		総人口	世帯数	出生数	出生率 (人口千対)	65歳以上 人口	高齢化率
新潟市	北 区	78,181	26,143	616	7.9%	16,332	20.9%
	東 区	138,839	55,107	1,143	8.2%	29,093	21.0%
	中央区	171,800	77,945	1,430	8.3%	37,578	21.9%
	江南区	68,837	23,496	581	8.4%	14,729	21.4%
	秋葉区	78,391	26,468	530	6.8%	19,496	24.9%
	南 区	48,001	14,278	331	6.9%	10,617	22.1%
	西 区	154,927	60,790	1,295	8.4%	33,662	21.7%
	西蒲区	63,187	18,828	401	6.3%	15,342	24.3%
計		802,163	303,055	6,327	7.9%	176,849	22.0%

(資料：市統計データ、住民基本台帳人口 平成20年3月末現在)



(資料：秋葉区健康福祉課 平成20年3月末現在)



(資料：秋葉区健康福祉課 各年3月末現在)

(2) 子ども・子育て分野

◎子どもに関するデータ

①児童数

(単位:人)

市・区		乳幼児数 (0~5歳児)	(区)人口に 占める割合	児童数 (0~18歳児)	(区)人口に 占める割合
新潟市	北 区	3,828	4.9%	14,259	18.2%
	東 区	7,315	5.3%	24,647	17.8%
	中央区	8,279	4.8%	27,465	16.0%
	江南区	3,658	5.3%	12,286	17.8%
	秋葉区	3,764	4.8%	13,424	17.1%
	南 区	2,200	4.6%	8,702	18.1%
	西 区	7,812	5.0%	26,423	17.1%
	西蒲区	2,731	4.3%	10,928	17.3%
計		39,587	4.9%	138,134	17.2%

※児童とは0歳～18歳、乳幼児とは0歳～5歳を指します。

(資料：秋葉区健康福祉課 平成20年3月末現在)



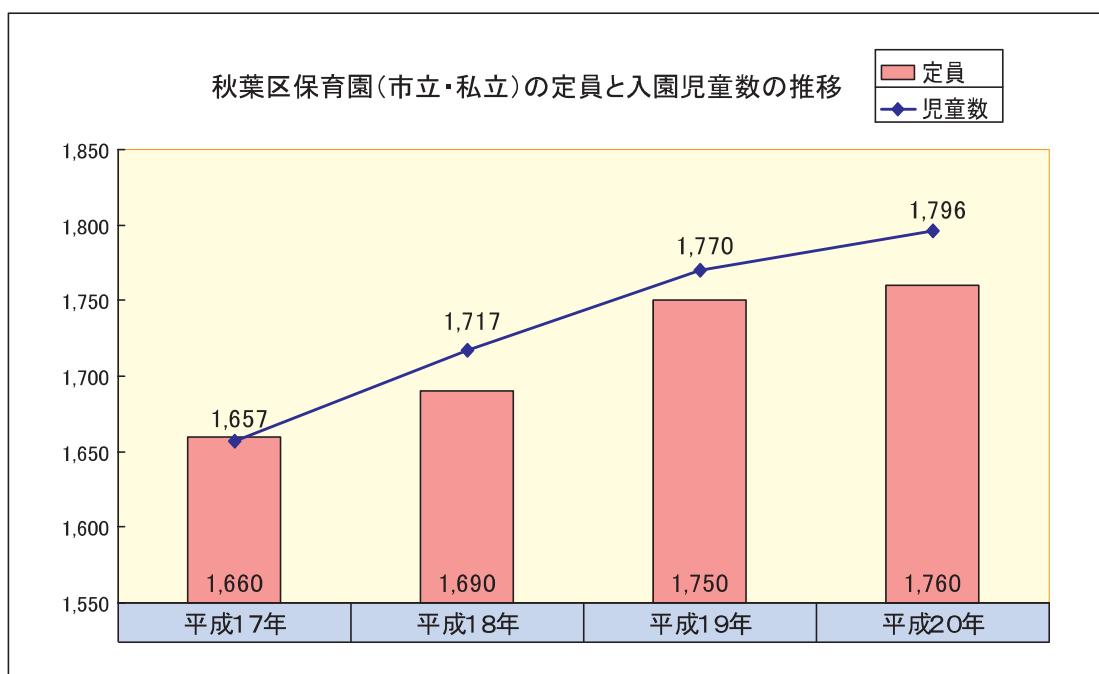
②保育園・幼稚園

(単位:園, 人)

	保育園(市立)		保育園(私立)		認可外保育施設		幼稚園	
	園数	定員	園数	定員	園数	児童数	園数	定員
秋葉区	5	560	11	1,200	1	6	8	890
新潟市	93	8,250	108	9,665	26	542	55	9,552

	計		定員等／乳幼児数(0～5歳児)
	園数	定員等	
秋葉区	25	2,656	70.6%
新潟市	282	28,009	70.8%

(資料: 秋葉区健康福祉課 平成20年4月1日現在)



(資料: 秋葉区健康福祉課 各年4月1日現在)

③ひとり親家庭等医療費助成受給者世帯別数

	母子世帯数	父子世帯数	養育者世帯数
秋葉区	472	26	4
新潟市	5,330	191	28

※世帯数は、医療費助成制度の受給対象者であるため、実際のひとり親家庭世帯数とは異なります。

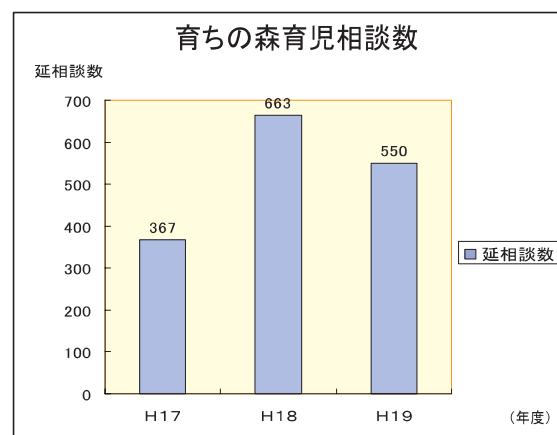
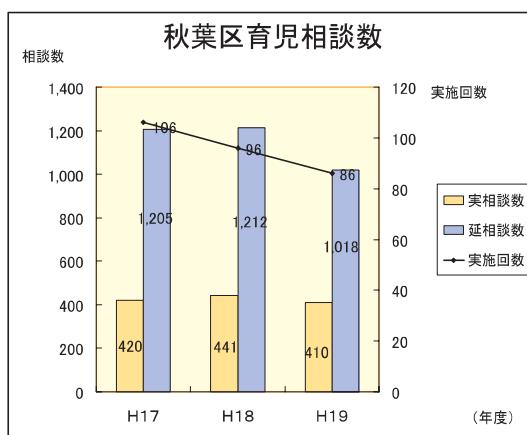
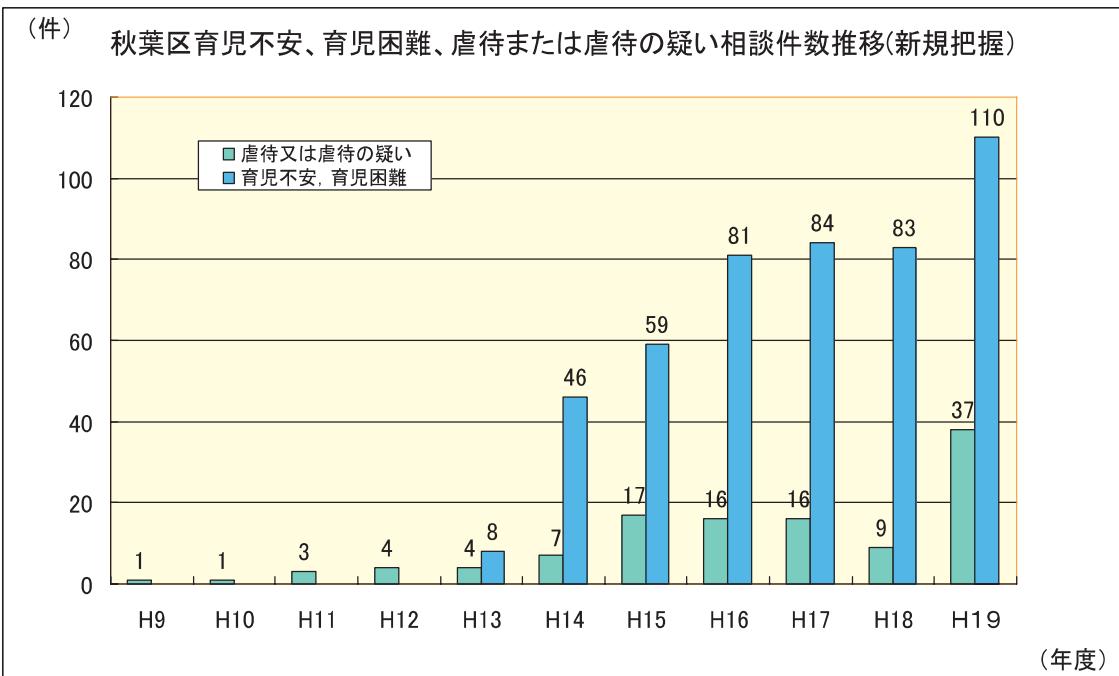
※養育者世帯数とは、父母のいない児童を養育している(主に児童の祖父母等)世帯です。

(資料: 秋葉区健康福祉課 平成20年3月末現在)

(4) 児童虐待へのかかわりの件数(平成19年度)

市・区	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	新潟市
件数	40	114	62	47	89	35	39	24	450

(資料：こども未来課)



(資料：秋葉区健康福祉課)

(資料：秋葉区健康福祉課)



(3) 高齢者分野

①高齢者人口

(単位:人)

	男	女	合計	高齢化率
秋葉区	8,077	11,419	19,496	24.9%
新潟市	73,390	103,459	176,849	22.0%

※高齢化率=高齢者(65歳以上)人口／人口

(資料: 市統計データ、住民基本台帳人口 平成20年3月末現在)

②要介護・要支援認定者数

(単位:人)

市・区	平成19年3月末		平成20年3月末		認定者数の伸び率	
	認定者数	65歳以上人口比率	認定者数	65歳以上人口比率		
新潟市	北 区	2,512	15.8%	2,624	16.1%	4.5%
	東 区	4,135	14.7%	4,494	15.4%	8.7%
	中央区	5,820	15.9%	6,133	16.3%	5.4%
	江南区	2,584	18.0%	2,680	18.2%	3.7%
	秋葉区	2,942	15.4%	3,035	15.6%	3.2%
	南 区	1,621	15.4%	1,660	15.6%	2.4%
	西 区	4,717	14.5%	4,983	14.8%	5.6%
	西蒲区	2,667	17.5%	2,728	17.8%	2.3%
	例外区	78	—	69	—	
計		27,076	15.7%	28,406	16.1%	4.9%

※例外区の認定者数は住所地特例者(市外施設等に住所を移した新潟市の被保険者)数です。

(資料: 高齢介護課)

③高齢者虐待相談受付件数(平成19年度受付分)

市・区	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	新潟市 計
件数	33	16	25	5	15	6	16	11	127

(資料: 高齢介護課)

④災害時要援護者名簿登録者数

(単位：人)

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	新潟市
対象者 (構成割合)	2,567 (7%)	6,027 (18%)	9,162 (27%)	2,065 (6%)	3,901 (12%)	1,275 (4%)	6,483 (19%)	2,232 (7%)	33,712 (100%)
申請者	2,201	5,073	7,707	1,748	3,388	1,084	5,458	1,937	28,596
申請率	86%	84%	84%	85%	87%	85%	84%	87%	85%

対象者：①75歳以上ののみの世帯、②要介護3以上の人、③障害手帳1・2級、療育手帳A所持者、
④難病患者、⑤特殊な治療・ケアをしている人、⑥その他援護を必要としている人

(資料：危機管理防災課 平成20年3月末現在)



(4) 障がい者分野

1 身体障害者手帳の交付数

① 年度別交付者数

(単位：人)

市・区		平成19年3月末			平成20年3月末			
		18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	割合
新潟市	北 区	43	2,507	2,550	41	2,582	2,623	9.6%
	東 区	90	4,466	4,556	85	4,575	4,660	17.1%
	中央区	101	5,442	5,543	93	5,566	5,659	20.8%
	江南区	42	2,150	2,192	39	2,173	2,212	8.1%
	秋葉区	39	2,730	2,769	41	2,834	2,875	10.6%
	南 区	31	1,580	1,611	30	1,651	1,681	6.2%
	西 区	68	4,939	5,007	66	5,018	5,084	18.7%
	西蒲区	33	2,309	2,342	30	2,408	2,438	8.9%
計		447	26,123	26,570	425	26,807	27,232	100%

(資料：障がい福祉課)

2 療育手帳の交付数

① 年度別交付者数

(単位：人)

市・区		平成19年3月末			平成20年3月末			
		18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	割合
新潟市	北 区	92	337	429	90	358	448	11.1%
	東 区	177	503	680	183	523	706	17.3%
	中央区	183	462	645	175	487	662	16.2%
	江南区	72	234	306	77	241	318	7.8%
	秋葉区	75	354	429	85	368	453	11.1%
	南 区	63	192	255	66	207	273	6.7%
	西 区	159	708	867	173	709	882	21.6%
	西蒲区	74	250	324	72	263	335	8.2%
計		895	3,040	3,935	921	3,156	4,077	100%

(資料：障がい福祉課)

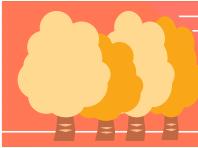
3 精神障害者保健福祉手帳の交付数

① 年度別交付者数

(単位：人)

市・区		平成19年3月末			平成20年3月末			
		18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	割合
新潟市	北 区	0	324	324	0	363	363	12.6%
	東 区	0	504	504	3	543	546	18.9%
	中央区	3	483	486	3	550	553	19.2%
	江南区	1	202	203	2	240	242	8.4%
	秋葉区	0	211	211	3	264	267	9.3%
	南 区	1	160	161	1	176	177	6.1%
	西 区	1	476	477	1	521	522	18.1%
	西蒲区	0	184	184	1	214	215	7.4%
計		6	2,544	2,550	14	2,871	2,885	100%

(資料：障がい福祉課)



* 4 福祉関連施設等一覧 (平成20年4月1日現在)

(1) 児童関連施設

①保育園

保護者が仕事や病気などの事情で、子どもの保育ができないとき、小学校入学前までの乳幼児を保護者にかわって保育します。

施設の名称	住 所	受入可能 月 齢	定 員	入園児童数 (20.4.1)
新津東保育園	日宝町9-4	1歳	120	122
金津保育園	朝日483-2	2才月	120	109
新金沢保育園	新金沢町12-11	10才月	80	63
小須戸保育園	小須戸325-1	10才月	160	130
矢代田保育園	矢代田5005	1歳	80	68
さくら保育園	南町10-3	4才月	170	195
林照寺保育園	中村478	8才月	60	48
小合西保育園	出戸181	6才月	90	101
満日保育園	七日町1835-甲	5才月	60	66
中新田保育園	中新田18-21	6才月	60	56
さつき野保育園	川口2181	2才月	150	172
にこにこ保育園	あおば通2丁目24-5	2才月	190	196
あおぞら保育園	中沢町14-18	4才月	60	69
おぎかわ保育園	中野3丁目20-7	2才月	150	170
おひさま保育園	下新361-1	4才月	60	63
にいつ愛慈保育園	新津本町1丁目9-6	2才月	150	168

②子育て支援センター

育児不安などについての相談・指導を行うほか、子ども達のふれあいの場として利用できます。また、子育てサークルなどへの育成・支援等の育児支援を行います。

施設の名称	住 所
にいつ育ちの森	程島2009
おひさま保育園	下新361-1
にいつ愛慈保育園	新津本町1丁目9-6

③一時保育

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、一時的に保育園で預かることができます。

施設の名称	緊急保育	非定型的保育	育児リフレッシュのための保育
さつき野保育園	比較的長期間の傷病など、社会的にやむを得ない場合	週3日のパート、職業訓練、就学など、断続的に家庭での保育が困難となった場合	育児による心理的・身体的な負担の軽減を図る場合

※ 月に7日まで利用できる緊急一時保育は、認可保育園全園で実施

④休日保育

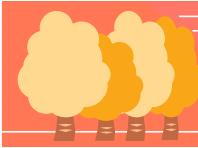
認可保育園が休みとなる日曜日と祝日に、保護者が仕事のため子どもを保育できないときに、保護者にかわって保育します。(年末年始は除く)

施設の名称	住 所
おぎかわ保育園	中野3丁目20-7

⑤放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない、原則小学校1年生から3年生の児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと、児童の健全育成を図ります。

施設の名称	住 所	入園児童数 (20.4.1)
新津第一ひまわりクラブ	新津本町4丁目4-3 新津第一小学校内	50
新津第三ひまわりクラブ	山谷町3丁目4785 新津第三小学校内	63
小須戸ひまわりクラブ	新保24-1	22
矢代田ひまわりクラブ	矢代田5596	27
あおぞらクラブ	中野2丁目9-9	178
キッズクラブ	新津東町2丁目1588 新津地域学園4階	35
バンブー キッズ	新町1丁目7-6	58
かなづっこクラブ	朝日535	20
小合西こどもクラブ	出戸181	4



⑥地域コミュニティ子育てサロン

少子・核家族化が進む中、育児不安、子育ての孤立化、子ども虐待などを予防するため、地域コミュニティ、子育て支援センター、区、子育てサポートなどが連携・協働し、安心して子育てができるよう、公民館・コミュニティセンター等を利用し子育てサロンを展開しています。

対象中学校区	場 所	時間、開設日
新津第一	新津健康センター	9：30～11：30 各区域とも、月1～2回開設
新津第二	荻川コミュニティセンター	
新津第五	新津地域学園	
金津	金津地区コミュニティセンター	
小合	小合地区コミュニティセンター	
小須戸	ふれあい会館	

(2) 障がい者関連施設

①就労継続支援 B型

一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
ワークセンターほほえみ	小向1744	14

②共同生活介護（C H）・共同生活援助（G H）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設の名称	バックアップ施設	定員（人）
なでしこ	満日の里	4
新栄寮	新栄学園	4

③知的障がい者入所更生施設

24時間にわたり支援を行い、更生に必要な指導及び訓練を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
満日の里	七日町6086	50

④知的障がい者通所授産施設

雇用されることが困難な者に、自活に必要な訓練をおこなうとともに、職業を与えて自活訓練を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
新栄学園	新栄町 213-2	30
新栄学園 分場	新栄町 25-12	19
けやき福祉園	七日町 2530-4	40

⑤ 精神障がい者生活訓練施設

共同生活を通じて、金銭管理、食事、公共交通機関の利用、人付き合いなど、自立した生活に必要となる基本的なことを身につける訓練を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
みのわ荘	中村 230-1	20

⑥ 精神障がい者福祉ホームB型

日常生活に必要なことをある程度身につけた方が、必要に応じ、生活、住居、就労などについて支援を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
さつき荘	中村 236	20

⑦ 精神障がい者通所授産施設

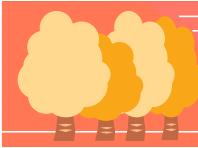
雇用されることが困難な精神障がい者が自活できるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、および職業を与えることにより、社会復帰の促進を図る訓練を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
ふどう工房	七日町 2229-1	30

⑧ 地域活動支援センター

地域社会の中で障がい者が自分の能力や適性に応じて活動できるよう、さまざまな支援を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
新潟市地域活動支援センターいしづえ	中野 2丁目 21-3	20



⑨短期入所（宿泊）

自宅の介護者が病気の場合などに短期間、入浴、排せつ、食事の支援を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
身体障害者短期入所事業はさぎの里	七日町 2186-9	適宜調整
身体障害者短期入所事業かんばらの里	古田 613-1	適宜調整
障害福祉サービス短期入所事業こぐち苑	小口 443	1
自立支援センター「まんにち」	七日町 6086	10

⑩基準該当生活介護

本来は高齢者施設であるが、介護を必要とする障がい者の日中の入浴、排せつ、食事の介護支援等を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
デイサービスセンターはさぎの里	七日町 2186-9	若干名
老人デイサービスセンター真寿苑	大鹿 522	若干名
老人デイサービスかんばらの里	古田 613-1	若干名
障害者デイサービスセンターこぐち苑	小口 443	若干名
ふれあいの杜	矢代田 3316-1	若干名

⑪日中一時支援

自宅の介護者が病気の場合などに、日中において施設で見守り等の支援を行います。

施設の名称	住 所	定員（人）
満日の里	七日町 6086	5
新栄学園	新栄町 213-2	18
けやき福祉園	七日町 2530-4	10
ワークセンターほほえみ	小向 1744	14

⑫いこいの家（精神障がい者）

同じ病気や障がいをもつ方が自分たちで助け合ったり、仲間づくりや社会参加をするなどの活動を行う場です。

施設の名称	住 所
希望（のぞみ）の家	新津本町 2丁目 2-1 本町二番館内
きゃんばす	新津本町 1丁目 1-12

(3) 高齢者関連施設

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者等が入所する施設です。施設サービス計画に基づいて食事・入浴、排泄などの介助、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

施設の名称	住 所	定員（人）
かんばらの里	古田 6 1 3 - 1	100
こぐち苑	小口 4 4 3	70
こすど蒼丘の里	矢代田 3 0 9 2 - 1 2	60
はさぎの里	七日町 2 1 8 6 - 9	70

②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。施設サービス計画に基づいて医療、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練などのサービスを受けることができます。

施設の名称	住 所	定員（人）
秋葉の郷	大関 2 4 2 - 1	80
おぎの里	荻野町 3 - 8	100
健進館	古田 6 0 8	100

③養護老人ホーム

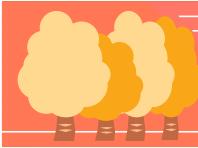
日常生活においてほぼ自立しているが、経済的事情や家庭環境により、家庭での生活が困難な方の入所施設です。

施設の名称	住 所	定員（人）
松鶴荘	東区大山 2 - 1 3 - 1	100
桜花寮	五泉市愛宕甲 7 2 0 3	100

④ケアハウス

自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには困難な60歳以上の方が入居する施設です。

施設の名称	住 所	定員（人）
真寿苑	大鹿 5 2 2	50



⑤生活支援ハウス

60歳以上で、1人暮らしさまたは高齢者のみ世帯の方か、家族による援助を受けることが困難な方のうち、独立して生活することに不安がある方が入居する施設です。

施設の名称	住 所	定員(人)
こぐち苑	小口 4 4 3	10

⑥シルバーハウジング

生活援助員が入居している高齢者の生活指導・相談、安否の確認、日常生活上必要な援助等を行い、安全かつ快適な在宅生活を支援します。

施設の名称	住 所	居室数
小須戸大川前住宅	小須戸 3 8 7 0 - 6	11室

⑦デイサービス施設

デイサービスセンターなどの施設に通い、入浴や食事の提供、日常生活動作訓練などを行います。

施設の名称	住 所	一般型	認知症型
ニチイケアセンターかわぐち	川口 1 3 8 - 1	25	
アレック北栄デイサービスセンターたのしい家金沢	金沢町 3 丁目 1 - 9	22	
デイサービスセンターはさぎの里	七日町 2 1 8 6 - 9	20	10
デイサービスセンターかんばらの里	古田 6 1 3 - 1	15	
老人デイサービスセンター秋葉荘	秋葉 1 丁目 1 5 - 3 0	10	
老人デイサービスセンターかんばらの里	古田 6 1 6 - 7	30	
老人デイサービスセンター真寿苑	大鹿 5 2 2	34	
車場デイサービスセンター	車場 9 0 2 - 1	43	10
デイサービスセンターこぐち苑	小口 4 4 3	30	
デイサービスセンターさつきの里	新津本町 1 丁目 6 - 2 5	24	
デイサービスセンターこすど蒼丘の里	矢代田 3 0 9 2 - 1 2	30	
デイサービスセンター緑花園	横川浜 4 0 4 5	30	10
新潟市社会福祉協議会 老人デイサービスセンター小須戸	小須戸 3 8 7 0 - 6	30	
デイサービスセンター花はな	新津東町 1 丁目 7 - 5 3	35	
ウェルケア新津デイサービスセンター	善道町 1 丁目 6 - 4 7	17	
ふれあいの杜	矢代田 3 3 1 6 - 1	25	
ウェルケア新津デイサービスセンターサトウ	下興野町 3 - 1	10	
デイサービスセンターいつも	古田 2 7 8 4 - 1		12

⑧認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要介護者が、少人数で共同生活をしながら、介護職員による入浴、排泄、食事などの介助、日常生活上のお世話をています。

施設の名称	住 所	定員（人）
グループホーム 風見鶏	柄目木352	9
はあとふるあたご グループホーム新津	荻野町2-26	18

⑨小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用される方の状態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスです。

施設の名称	住 所	定員	通い	宿泊
さぽ～とハウス こでまり	荻島3丁目20-24	25	15	5
よってけ亭	滝谷町4-19	25	15	6
なじみの家 きなせや荻川	荻野町1-38	25	15	5
ささえ愛きたかみ	北上2丁目13-7	25	15	7

⑩老人福祉センター

60歳以上の方のための施設で、談話室・娯楽室・浴室などがあり気軽に過ごせる施設です。

施設の名称	住 所
老人福祉センター秋葉荘	秋葉1丁目15-30
小須戸老人福祉センター	小須戸3870-2

⑪地域包括支援センター

地域における総合的な相談窓口として、介護予防マネジメントを行うとともに、保健福祉サービスをはじめ様々な生活支援サービスの調整等を行います。

施設の名称	住 所
地域包括支援センターこすど	小須戸120
地域包括支援センターにいつ日宝町	日宝町5-25
地域包括支援センター新津	荻野町3-8

**⑫在宅介護支援センター**

在宅の要援護高齢者や家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じます。

施設の名称	住 所
新潟市社会福祉協議会秋葉区新津介護支援センター	日宝町 6-13
新潟市社会福祉協議会秋葉区小須戸介護支援センター	小須戸 3870-6

⑬生きがい活動支援事業（生きがいデイサービス）

概ね60歳以上の方（要介護認定を受けている方を除く）に対して、生きがい活動と社会参加の促進を図り、要介護状態にならないよう生活指導やレクリエーションなどを行います。

施設の名称	住 所
いこいの間	中野5丁目1-50（荻川コミュニティセンター）
お茶の間	程島1979-4（新津健康センター）
さつきの里	新津本町1丁目6-25
はつらつ広場	小須戸3870-2（小須戸老人福祉センター）

⑭コミュニティデイホーム

物忘れなどにより介護を要する高齢者が、社会との交流を持つことにより、生活の場を広げて、楽しくいきいき過ごすことができるよう、レクリエーションなどを行います。

施設の名称	住 所
お茶の間	程島1979-4（新津健康センター）

* 5 地域福祉の活動状況 (平成20年4月1日現在)

(1) 社会福祉協議会の主な活動状況

①ふれあいいきいきサロン

公共の施設等を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間作りを進める活動です。

サロン名称	会 場	活動日	活動時間
おしゃべりサロン	東洋館ホール	毎月第2・4土曜日	10:00~12:00
本町4丁目いきいきサロン	本町4丁目氏子会館	(休止中)	
いきいきお茶の間	秋葉町内会館	毎月第4金曜日	9:30~11:30
サロン吉岡	吉岡町町内会館	毎月第2水曜日	13:30~16:00
サロンひまわり	中沢町内会館	毎月第2・4月曜日	13:30~15:40
田家元気で楽しくすごそう会	田家町内会館	毎月第2・4火曜日	13:30~15:30
ふれあいサロン下興野	下興野公会堂	毎月第1火曜日	13:30~15:30
三善道サロン	善道公会堂	毎月第3金曜日	10:00~12:00
寿会	北上新田公会堂	毎月13日・25日	13:00~17:00
いきいきサロンみゆき	美幸町会館	毎月第1火曜日 毎月第1・3金曜日	10:00~15:00 13:00~16:00
山谷いきいきサロン	山谷町2・3丁目公会堂	毎月第4金曜日	13:30~15:40
なかよしサロン	山谷町1丁目町内会館	毎月第3火曜日	10:00~12:00
古田いきいき健康サロン	古田みどり会館	毎月第3木曜日	13:30~16:00
いきいきサロン南町	南町町内会館	毎月第2・4土曜日	9:30~11:30
サロン新栄町	新栄町会館	毎月第1火曜日	10:00~12:00
サロンみどり	新栄町会館 緑町公園	毎月第2火曜日 毎月第4火曜日	9:30~12:00 13:30~16:00
覚路津いきいきサロン	覚路津集落センター	毎月第2・4日曜日 月1回不定期	13:00~16:00 10:00~11:30
市之瀬ふれあいサロン	市之瀬公会堂	毎月第1・3土曜日	13:30~16:30
車場ニコニコ会	車場公会堂	毎月第4月曜日	13:00~15:30
座「おぎじま」	荻島公民館	毎月第2日曜日	9:00~15:00
結・福島いきいきサロン	結公会堂	毎月第1・3日曜日	10:00~16:00
七日町にこにこ会	七日町公会堂	毎月第2・4水曜日	13:30~15:30
満願寺いきいきサロン	満願寺町内会館	毎月第3木曜日	9:30~16:00
新町長寿ダンゴ会	新町町内会館	毎月第2水曜日	10:00~12:00



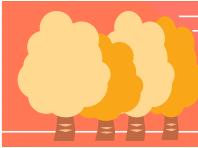
サロン名称	会 場	活動日	活動時間
日宝町元気クラブ	日宝町会館	毎月第1・3金曜日	9:30~11:30
なつめろ会	金沢町公会堂	毎月25日及び 第3土曜日	13:30~15:30
さはやか会	滝谷公会堂	毎月第3月曜日	10:00~12:00
サロン柄目木	柄目木公会堂	毎月第2・4金曜日	10:00~12:00
飯柳にこにこ健康クラブ	飯柳公会堂	毎月第2火曜日	10:00~12:00
草水町うぐいす学級	草水町公会堂	毎月第1・3火曜日	10:00~15:00
いきいきサロン大安寺	大安寺集落センター	毎月第3水曜日	9:00~16:00
うぐいすの会	新金沢町町内会館	毎月第2・4月曜日	9:30~11:30
東町いきいきサロン	地域学園	月1回	10:00~12:00
にぎやかサロン	大秋公会堂	毎月第3日曜日	13:00~17:00
大鹿ふれあいサロン	大鹿集落開発センター	毎月第2・4月曜日	13:00~16:00
さくら会	小戸下組集落センター	毎月第3火曜日	9:30~11:30
あやめ会	小戸上組公会堂	毎月第1金曜日	9:00~12:00
子成場いきいきサロン	子成場氏子会館	毎月第1・3日曜日 と第1金曜日	13:00~15:00
梅ノ木・小屋場 いきいきサロン	梅ノ木集落センター または小屋場公会堂	毎月第3木曜日	13:30~15:30
ふじサロン	新津健康センター	毎週木曜日 毎月第1・3金曜日	9:30~15:30
サロンさくら	中村公会堂	毎月第1・3木曜日	10:00~15:00
長月の会	金津地区コミュニティセンター	毎月第1・3土曜日	10:00~12:00
小口げんき会	小口公会堂	毎月第1・3月曜日	13:30~16:00
新関地域の茶の間	こぐち苑地域交流スペース	毎月第3金曜日	10:00~15:00
六郷ひさごお茶の間サロン	六郷集会場	毎月15日	10:00~15:00
ことぶきの茶の間	小須戸老人福祉センター	毎月第3木曜日	9:30~15:00
新保の茶の間	新保地域研修センター	毎月第3木曜日	9:30~11:30
横川浜の茶の間	横川浜集落開発センター	毎月第2水曜日	10:00~15:00
矢代田公会堂の茶の間	矢代田公会堂	毎月第1木曜日	9:00~15:00
矢代田第5常会の茶の間	矢代田第5自治会集会場	毎月24日	10:00~15:00

②子育てサークル・子育てサロン

公共の施設等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動です。

サークル・サロン名	会 場	対象地区	活動日	活動時間
おむすびの会	荻川 コミュニティセンター	荻川地区	毎週金曜日	10：00～12：00
北上わんぱくキッズ *	北上公会堂	北上近郷	第2・4 水曜日	10：00～11：30
子育てサークルフルーツ *	金津地区 コミュニティセンター	金津地区	第1・3 木曜日	10：00～11：30
すまいるK i d s	荻川 コミュニティセンター	秋葉区全域	毎週木曜日	10：00～12：00
ちびっこサークル	新津健康センター	秋葉区全域	毎週木曜日	10：00～12：00
ちびっこみゆき *	美幸町会館	美幸町近郷	第2・4 火曜日	10：00～11：30
なかよしサークル	勤労青少年ホーム	下興野近郷	毎週月曜日	10：30～12：00
ピヨピヨサークル *	J A新津さつき 七日町出張所	満願寺・ 七日町近郷	毎週火曜日	10：00～12：00
山谷子育てグループ *	山谷公会堂	山谷近郷	毎週水曜日	10：00～11：30
やんちゃるK I D S	川口地域 交流会館	秋葉区全域	毎週火曜日	10：30～12：00
新金沢町子育てサロン *	新金沢町内会館	新金沢町内	毎月 第4金曜日	10：00～12：00
子育て支援グループ fu・wa・ri *	小須戸公民館	秋葉区全域	第1・3 水曜日	10：00～12：00

* 子育てサポーターが支援している子育てサークル・サロン



③友愛訪問（ヤクルト配達）事業

見守りを必要とする方のお宅へ毎月1回、乳酸菌飲料をお届けし見守り活動を行っています。

対象地区	全 域
対象者	70歳以上のひとり暮らし世帯等
協力者	民生委員 ボランティア

④ ふれあい福祉サービス

住民参加による、家事援助や話し相手などの在宅福祉サービスを行っています。

対象地区	全 域
対象者	おおむね65歳以上の要援護者、障がい児・者
利用時間	午前9時～午後5時まで 土・日・祝日は除く
サービス内容	食事の世話 買物 掃除 洗濯 話し相手 ゴミ出し 外出介助等
利用料	1時間 500円
協力会員	協力会員登録研修会修了者

⑤あったかネットワーク

ひとり暮らしの高齢者等を地域住民が世話人となって見守り、声かけ活動を行っています。

対象地区	小須戸地区
対象者	見守りの必要な70歳以上のひとりぐらし世帯
協力者	班長（地域住民） 世話人（地域住民）
利用料	無 料

⑥プライベートサービス

手紙、郵便物、お知らせ等をその場で読む対面朗読や音声訳（声のテープ）で情報を提供しています。

対象地区	全 域
対象者	視覚障がい者
協力者	点字・音声訳のボランティアグループ

⑦おせち料理配食サービス

ひとりで年越しをされる方に、少しでも楽しいお正月を迎えていただくため
おせち料理をお届けしています。

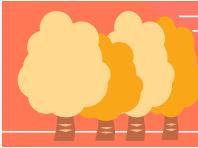
対象地区	全 域
対象者	70歳以上の単身世帯で希望する人
その他	無 料

⑧生活パック配布

日常の緊急時（災害・入院等）に備え、必要生活用品を持ち出すための生活
パックを配布しています。

対象地域	全 域
対象者	75歳以上のひとり暮らし世帯 75歳以上の高齢者のみの世帯 ひとり暮らしの障がい者世帯
調査及び配布	地域の民生委員
その他	無 料

用語解説



用語解説

ア行

◇秋葉区子ども虐待予防ネットワーク

平成14年6月1日秋葉区（旧新津市）で設置。

子どもの人権を守り、親等による子ども虐待の発生予防と早期発見、さらにその重症化の防止を目的に、関係機関が連携・協力し、思春期から妊娠期までも視野に入れた健全育成及び子育て支援体制の整備とその他必要な事業を行う。

◇あったかネットワーク事業

見守りの必要なおおむね70歳以上の人一人暮らし高齢者等を、地域住民が協力員（班長・世話人）となって見守り、声かけ、軽易な生活支援をする活動。

◇インフォーマルサービス (informal service)

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

◇NPO(非営利組織)

Non Profit Organizationの略。福祉や環境、まちづくりなどの分野で、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

力行

◇介護保険法

加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人を国民の共同連帯によって支え、それらの人が必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどを定めた法律。平成9年（1997）制定。同12年（2000）施行。

◇緊急告知FMラジオ

災害時の「避難勧告」や「避難指示」など、区民に対し緊急の防災情報を伝える一つの手段として、各自治会・町内会と民生委員に配付したもの。

◇クリーン作戦

旧新津市地域で春に行われているボランティア活動。教育委員会が青少年の健全育成を目的に、地域の人たちに参加を呼びかけて行うごみ拾い活動。

◇グループホーム (group home)

障がい者が、世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

◇コーディネート(coordinate)

様々な関係を調整・組み合わせ、全体をまとめること。

◇子育てサポーター

コミュニティ協議会の推薦を受け、秋葉区長からの依頼により、子育てサポーター72名が活動している。(平成20年4月1日現在)。子育て中のお母さんたちの身近な相談役として、生後4～5か月児と6～7か月児を対象に家庭訪問を行い、保健師と連携しながら悩みを聞いたり、母子保健事業の紹介などを行い、地域で安心して子育てができるように活動している。

◇子育てサロン

子育て中の親子が、公共の施設等を会場に、気軽に参加し、自由に遊んだり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動。

◇コミュニティ(community)

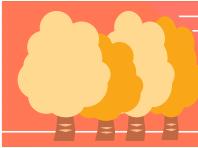
居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体。

◇こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後2か月頃までの新生児及び妊娠婦に対し、助産師が無料で母子の保健指導を目的に「新生児訪問」を行う。また、新生児訪問を受けていない生後4か月までの家庭に対し、助産師または保健師が無料で、子育ての情報提供や子育ての孤立化を防ぎ、育児支援を目的に、「こんにちは訪問」を行う。

◇子ども110番の家

学校・PTA・自治会等と連携し、児童・生徒等が「声かけ」や「つきまとい」などの身の危険や不安を感じたときに直ちに駆け込み救助を求められる緊急の避難所。新潟県内に約24,700カ所設置されている。



サ行

◇災害ボランティアセンターマニュアル

大規模な災害が発生した際に、NPOや行政、関係機関等と協働をして、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、円滑・効果的に運営するための取り組みについてまとめられたマニュアルのこと。このほかに、「平常時の活動」「ボランティアの心構え」についてもふれられている。

◇社会福祉協議会

社会福祉法109条に基づく社会福祉法人。全国、都道府県、市町村の各段階に組織されているが、新潟市では行政区ごとに区社協を設置している。地域住民やボランティア、福祉・保健の関係者で構成し、住民の福祉を増進することを目的としている民間の社会福祉団体。社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」とも呼ばれている。

◇障害者自立支援法

障がい者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの種別や年齢に関わらず、共通の制度によって福祉サービスや医療などを給付することを定めた法律。平成17（2005）年制定。平成18（2006）年施行。

◇障がい者相談支援事業

障害者自立支援法において、市町村の行う地域生活支援事業の必須に位置付けられ、在宅の障がい者及び家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供、カウンセリング等を総合的に実施し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。

新潟市では、行政区ごとに整備を進め、秋葉区では平成19年5月に設置（社会福祉法人に委託）した。

◇障がい者就労サポート事業

「特色ある区づくり予算」による秋葉区独自の事業。

障がい者の就労拡充に寄与するため、障がい者に事務作業訓練の場を提供し、障がい者の能力向上と自立支援を行うもの。

◇住民参加型在宅福祉サービス（ふれあい福祉サービス）

住民相互のふれあい、助け合いによる活動で、利用会員、協力会員の登録制により、おおむね65歳以上の要援護者、障がい児・者を対象に家事援助や話し相手などの活動を行う、有償の在宅福祉サービス。

◇成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な者を保護するため、場合によっては本人の行為能力を制限すると共に、本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

◇セーフティ・スタッフ

子どもの登下校の安全確保と「地域の子どもは地域で守る」気風を高めることを目的に、小中学校ごとにボランティアによる「セーフティ・スタッフ」を組織し、専用のジャンパーと帽子を着用して、子どもの登下校の時間帯を中心に通学路をパトロールしている。

◇生活パック（非常持ち出し袋）

秋葉区社会福祉協議会で配布する「非常持ち出し袋」。
75歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時（災害・入院等）に備え、最小限度必要な生活用品を持ちだすための非常持ち出し袋。

夕行

◇第三者評価制度

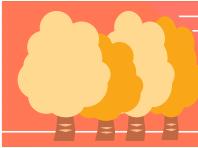
「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所を公平な基準でチェック評価すること。
国際標準化機構（ISO）が認定する国際規格、「9000シリーズ」等が想定される。

◇地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法とともに制度化された。

◇ドメスティック・バイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力。近年では同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。



◇地域福祉

平成12年に施行され「社会福祉法」において掲げられた福祉活動の基本理念で、地域に存在するさまざまな主体が協働して、利用者や生活困難者の多用なニーズに応える総合的な支援を行うこと、人びとが生活の拠点である地域に根ざして助け合い、その人らしく安心で充実した生活が営めるような地域社会を築いていくこと、といった考え方。

◇手をつなごう愛の大運動会

秋葉区内の障がい者が交流し、また健常者と触れ合うことを目的とした運動会。昭和55年から毎年秋に開催。

ナ行

◇なじらねっと秋葉

秋葉区で生活する高齢者の方々に地域で声をかけ、支えあうことを通して、住み慣れた地域で元気で安心して暮らしていくための支え合いのネットワーク。ボランティアの見守り協力員、民間事業所等の見守り協力機関に登録を募り、高齢者をさりげなく見守ることで孤立化を防げるような地域づくりを目指している。

◇新潟バイオリサーチパーク構想

新潟薬科大学を中心として、バイオ関連産業に役立つ新技術開発とその有効利用に関する研究を、産学官地域連携で行っていくというもの。生命・健康科学分野の知的集積を図ることによって、次世代の医療や食品、環境分野の研究・技術開発の基礎を造り、地域産業の振興、発展に寄与するための総合的なバイオ研究の拠点形成を目指している。

◇日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

例として、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助、日常生活費の管理（日常的金銭管理）、定期的な訪問による生活変化の察知等がある。

◇ノーマライゼーション(normalization)

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハ行

◇バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いため、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

◇ふれあい・いきいきサロン 地域の茶の間

地域住民が主体となって公共の施設等を会場に、茶話会、レクリエーションや童謡を歌う機会を提供し、楽しい交流や仲間づくりを促す活動。

◇病児保育施設

病気にかかっている、あるいは病気の回復期にあり、集団保育や、保護者の事情により家庭での保育ができない子どもを、保護者にかわって保育と看護を行う施設。

◇福祉健康まつり

福祉関係行事やボランティアグループおよび福祉関係施設等の紹介を通して、区民の福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動の輪を広げることを目的とした祭り。（社会福祉協議会主催）

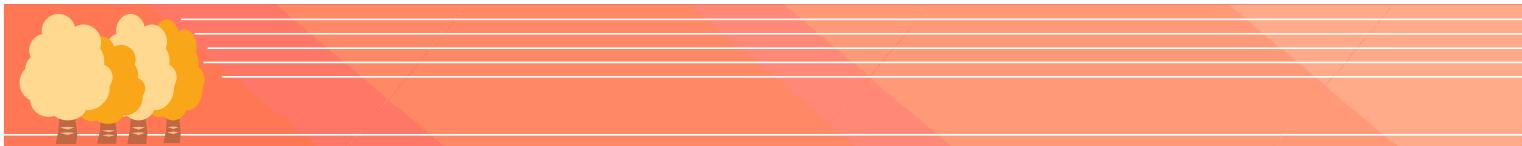
◇ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談・援助、情報の提供、活動の推進に必要な調査・研究や連絡・調整、及びボランティアの養成・研修など、幅広い事業や活動を通して地域住民のボランティア活動推進を図る総合的な活動拠点。

マ行

◇メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうちいずれか二つ以上をあわせもった状態のこと。



ヤ行

◇ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいよりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

◇友愛訪問事業

70歳以上の人一人暮らし世帯で見守りを必要とする世帯に、月1回安否の確認を目的に友愛訪問を行い、その手段として乳酸菌飲料を届けて見守りをする活動。（社会福祉協議会実施事業）



秋葉区社協マスコットキャラクター
「きらりん」

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画
平成21年3月発行

- 編集・発行● 新潟市秋葉区健康福祉課
〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地
TEL 0250-25-5665(直通) FAX 0250-22-8250
E-mail kenko.a@city.niigata.lg.jp
新潟市秋葉区社会福祉協議会
〒956-0863 新潟市秋葉区日宝町6-13
TEL 0250-24-8376 FAX 0250-23-3322
E-mail info@akihaku-syakyo.jp



笑顔あふれる
花と緑のまち
秋葉区



この印刷物は環境にやさしい
植物性大豆インクを使用しています

